

現行（2023年3月18日現行）	改正
（前略） （乗車券類の発売日） 第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。 (1) 普通乗車券 前条第1項第2号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の2日前から発売する。 (2) 定期乗車券 有効期間の開始日の7日前から発売する。 (3) 団体乗車券及び貸切乗車券 運送引受け後であって、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から発売する。 (4) 指定券 当該列車（未指定特急券にあつては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車）が始発駅を出発する日の1箇月前の日の10時から発売する。ただし、次に掲げる指定券については、それぞれに定めるところによって発売する。 イ 第57条の2の規定による乗継ぎの取扱いをする場合の別に定める後乗列車の指定券にあつては、当該列車が始発駅を出発する日の1箇月1日前の日の10時 ロ 立席特急券にあつては、別に定める日 (5) 特定特急券 別に定める日から発売する。 2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところにより発売する。	（前略） （乗車券類の発売日） 第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。 (1) 普通乗車券 前条第1項第2号の規定によって発売する普通乗車券は、原乗車券の有効期間内の日で旅客の希望する日を有効期間の開始日として発売する。この場合、原乗車券が定期乗車券であるときは、有効期間の開始日の2日前から発売する。 (2) 定期乗車券 有効期間の開始日の7日前から発売する。 (3) 団体乗車券及び貸切乗車券 運送引受け後であって、旅客の始発駅出発日の1箇月前の日から発売する。 (4) 指定券 当該列車（未指定特急券にあつては、指定した乗車日の列車群のうち、始発駅を最も早く出発する列車）が始発駅を出発する日の1箇月前の日の10時から発売する。ただし、次に掲げる指定券については、それぞれに定めるところによって発売する。 イ 第57条の2の規定による乗継ぎの取扱いをする場合の別に定める後乗列車の指定券にあつては、当該列車が始発駅を出発する日の1箇月1日前の日の10時 ロ 立席特急券にあつては、別に定める日 (5) 特定特急券 別に定める日から発売する。 2 前項の規定によるほか、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところにより発売する。

現行（2023年3月18日現行）	改正
(1) 普通乗車券又は普通急行券は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。 (2) 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は特別車両券（指定特別車両券を除く。以下これを「自由席特別車両券」という。）は、同時に使用する普通乗車券の有効期間内の日で、旅客の希望する日を有効期間の開始日とし、当該普通乗車券を発売する日又は呈示した日から発売する。 3 指定席特急券、指定特別車両券、コンパートメント券及び座席指定券の発売日は、第1項の規定にかかわらず、別に定めることがある。 4 団体旅客又は貸切旅客に対して指定券を発売する場合の団体乗車券又は貸切乗車券の発売日は、始発駅出発日の11日前の日までとする。ただし、特にその期限を定める場合は、この限りでない。 5 当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。	(1) 普通乗車券、普通急行券又は自由席特急券（<u>第57条第1項第1号ハの規定により2人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗り、1個の寝台を使用する場合に発売するものに限る。</u>）は、同時に使用する指定券を発売する日又は呈示した日から発売する。 (2) 自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は特別車両券（指定特別車両券を除く。以下これを「自由席特別車両券」という。）は、同時に使用する普通乗車券の有効期間内の日で、旅客の希望する日を有効期間の開始日とし、当該普通乗車券を発売する日又は呈示した日から発売する。 3 指定席特急券、指定特別車両券、コンパートメント券及び座席指定券の発売日は、第1項の規定にかかわらず、別に定めることがある。 4 団体旅客又は貸切旅客に対して指定券を発売する場合の団体乗車券又は貸切乗車券の発売日は、始発駅出発日の11日前の日までとする。ただし、特にその期限を定める場合は、この限りでない。 5 当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。
(中略)	(中略)
(急行券の発売) 第57条 旅客が、急行列車に乗り、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。 (1) 特別急行券 イ 指定席特急券 (イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗り、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗り、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限りて発売する。 a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき	(急行券の発売) 第57条 旅客が、急行列車に乗り、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。 (1) 特別急行券 イ 指定席特急券 (イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗り、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗り、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限りて発売する。 a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき

現行（2023 年 3 月 18 日現行）	改正
b 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき (ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合（第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。）は、旅客車及び座席を指定しない。 (ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。 (二) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。 ロ 立席特急券 別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。 ハ 自由席特急券 別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。）を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。	b 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき (ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合（第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。）は、旅客車及び座席を指定しない。 (ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。 (二) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第 1 号の 2 に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。 ロ 立席特急券 別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。 ハ 自由席特急券 別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車若しくは第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。）を使用する場合又は第 181 条第 1 項ただし書の規定により 2 人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1 個の寝台を使用する場合であつて、一方の旅客に寝台を指定しないとき（寝台券を同時に購入するとき又は呈示したときに限る。）に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席又は寝台の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。

現行（2023年3月18日現行）	改正										
（中略） （乗継急行券の発売） 第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。 (1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。） <table border="1" data-bbox="159 670 1095 1361"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 670 719 710">急 行 列 車</th><th data-bbox="719 670 1095 710">乗 継 駅</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 710 719 1294"> 急行列車 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車 （本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。）ただし、次に掲げる急行列車を除く。 イ 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。） ロ 特別急行列車踊り子号 ハ 特別急行列車サフィール踊り子号 ニ 特別急行列車湘南号 ホ 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号 </td><td data-bbox="719 710 1095 1294"> 乗継駅 東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗りし、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗りし、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。） </td></tr> <tr> <td data-bbox="159 1294 719 1361"> 乗継条件 特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○四国内の急行列車 </td><td data-bbox="719 1294 1095 1361"> 乗継条件 坂出駅又は高松駅 </td></tr> </tbody> </table> (2) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号イの場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とする	急 行 列 車	乗 継 駅	急行列車 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車 （本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。）ただし、次に掲げる急行列車を除く。 イ 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。） ロ 特別急行列車踊り子号 ハ 特別急行列車サフィール踊り子号 ニ 特別急行列車湘南号 ホ 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号	乗継駅 東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗りし、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗りし、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）	乗継条件 特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○四国内の急行列車	乗継条件 坂出駅又は高松駅	（中略） （乗継急行券の発売） 第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。 (1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。） <table border="1" data-bbox="1167 670 2103 1198"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 670 1731 710">急 行 列 車</th><th data-bbox="1731 670 2103 710">乗 継 駅</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 710 1731 1198"> 急行列車 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車 ただし、次に掲げる急行列車を除く。 イ 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。） ロ 特別急行列車踊り子号 ハ 特別急行列車サフィール踊り子号 ニ 特別急行列車湘南号 ホ 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号 </td><td data-bbox="1731 710 2103 1198"> 乗継駅 東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・相生間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗りし、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗りし、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。） </td></tr> </tbody> </table> (2) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号の場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とする	急 行 列 車	乗 継 駅	急行列車 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車 ただし、次に掲げる急行列車を除く。 イ 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。） ロ 特別急行列車踊り子号 ハ 特別急行列車サフィール踊り子号 ニ 特別急行列車湘南号 ホ 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号	乗継駅 東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・相生間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗りし、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗りし、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）
急 行 列 車	乗 継 駅										
急行列車 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車 （本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗り継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。）ただし、次に掲げる急行列車を除く。 イ 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。） ロ 特別急行列車踊り子号 ハ 特別急行列車サフィール踊り子号 ニ 特別急行列車湘南号 ホ 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号	乗継駅 東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、坂出駅若しくは高松駅（いずれも岡山駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗りし、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗りし、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）										
乗継条件 特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○四国内の急行列車	乗継条件 坂出駅又は高松駅										
急 行 列 車	乗 継 駅										
急行列車 新幹線の特別急行列車 ○その他の各線区の急行列車 ただし、次に掲げる急行列車を除く。 イ 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。） ロ 特別急行列車踊り子号 ハ 特別急行列車サフィール踊り子号 ニ 特別急行列車湘南号 ホ 特別急行列車WEST EXPRESS 銀河号	乗継駅 東海道本線（新幹線）中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）中新神戸・相生間各駅、新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗りし、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗りし、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）										

現行（2023 年 3 月 18 日現行）	改正
ときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。 (3) 当該乗車に必要な乗車券及び急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。 （特定の特別急行券の発売） 第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(ハ)の b に定める列車に乗車する場合及び別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。 (1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。 イ ロ以外の場合 <u>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</u> <u>1 月 16 日から 2 月末日まで</u> <u>6 月 1 日から同月 30 日まで</u> <u>9 月 1 日から同月 30 日まで</u> <u>11 月 1 日から 12 月 20 日まで</u> ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたが	きは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。 (3) 当該乗車に必要な乗車券及び急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。 （特定の特別急行券の発売） 第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの(イ)の d の(b)の①及び(ハ)の b に定める列車に乗車場合並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車場合を除く。 (1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。 イ ロ以外の場合 <u>別表第 1 号の 3 に掲げる期間内の日であるとき</u> ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたが

現行（2023 年 3 月 18 日現行）	改正
って運転する列車に乗車する場合を除く。） 次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに祝日法に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき 1 月 7 日から 2 月末日まで 4 月 21 日から同月 26 日まで 5 月 7 日から同月 10 日まで 6 月 1 日から 7 月 15 日まで 9 月 1 日から 10 月 10 日まで 11 月 1 日から 12 月 27 日まで (2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき イ ロ以外の場合 <u>3 月 21 日から 4 月 5 日まで</u> <u>4 月 28 日から 5 月 6 日まで</u> <u>7 月 21 日から 8 月 31 日まで</u> <u>12 月 25 日から翌年 1 月 10 日まで</u> ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。） （中略） (3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車	って運転する列車に乗車する場合を除く。） 次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに<u>国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）</u>に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき 1 月 7 日から 2 月末日まで 4 月 21 日から同月 26 日まで 5 月 7 日から同月 10 日まで 6 月 1 日から 7 月 15 日まで 9 月 1 日から 10 月 10 日まで 11 月 1 日から 12 月 27 日まで (2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき イ ロ以外の場合 <u>別表第 1 号の 4 に掲げる期間内の日であるとき</u> ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。） （中略） (3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき

現行（2023年3月18日現行）	改正
に乗車する場合を除く。）に限る。 1月1日から同月6日まで 4月27日から5月6日まで 8月10日から同月19日まで 12月28日から同月31日まで 2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であつて、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。 (1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。） イ 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線 ロ 仙山線、北上線及び奥羽本線中秋田・青森間 ハ 磐越西線中郡山・喜多方間 ニ 白新線及び羽越本線中新発田・秋田間 ホ 大阪環状線、関西本線中新今宮・天王寺間、阪和線中天王寺・和歌山間、関西空港線及び紀勢本線中和歌山・新宮間 ヘ 奈良線及び関西本線中木津・天王寺間	<u>イ ロ以外の場合</u> <u>別表第1号の5に掲げる期間内の日であるとき</u> <u>ロ</u> 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。） 1月1日から同月6日まで 4月27日から5月6日まで 8月10日から同月19日まで 12月28日から同月31日まで 2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であつて、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。 (1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。） イ 山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線 ロ 仙山線、北上線及び奥羽本線中秋田・青森間 ハ 磐越西線中郡山・喜多方間 ニ 白新線及び羽越本線中新発田・秋田間

現行（2023年3月18日現行）	改正
ト 東海道本線中京都・神戸間、山陽本線中神戸・姫路間、福知山線、播但線、山陰本線中京都・浜坂間及び舞鶴線 チ 七尾線 <u>リ</u> 九州旅客鉄道会社内各線 (2) 宇野線中岡山・茶屋町間、本四備讃線及び予讃線に運転する特別急行列車で、西日本旅客鉄道会社線内又は西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがる場合の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。 (3) 四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。ただし、25kmを超え50km以内の指定席特急券を除く。 (4) 東海旅客鉄道会社線内の次に掲げる区間 イ 関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間（伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合で、これを通じて特別急行券を発売するときを含む。）、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。 ロ 御殿場線中松田・沼津間に運転する特別急行列車の30km以内の停車駅相互間。 ハ 東海道本線中次に掲げる区間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。 (イ) 三 島・静 岡間 (ロ) 静 岡・浜 松間 (ハ) 豊 橋・名古屋間 (5) 博多南線に運転する特別急行列車の博多・博多南相互間 (6) 上越線に運転する特別急行列車の越後湯沢・ガーラ湯沢相互間 (7) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の150km以内の停車駅相互間	<u>ホ</u> 九州旅客鉄道会社内各線 (2) 宇野線中岡山・茶屋町間、本四備讃線及び予讃線に運転する特別急行列車で、西日本旅客鉄道会社線内又は西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがる場合の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。 (3) 四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。ただし、25kmを超え50km以内の指定席特急券を除く。 (4) 東海旅客鉄道会社線内の次に掲げる区間 イ 関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間（伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合で、これを通じて特別急行券を発売するときを含む。）、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。 ロ 御殿場線中松田・沼津間に運転する特別急行列車の30km以内の停車駅相互間。 ハ 東海道本線中次に掲げる区間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。 (イ) 三 島・静 岡間 (ロ) 静 岡・浜 松間 (ハ) 豊 橋・名古屋間 (5) 博多南線に運転する特別急行列車の博多・博多南相互間 (6) 上越線に運転する特別急行列車の越後湯沢・ガーラ湯沢相互間 (7) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の150km以内の停車駅相互間 <u>(8) 七尾線中津幡・和倉温泉間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間</u>

現行（2023年3月18日現行）	改正
<u>(8)</u> 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。 3 第63条第1項の規定により指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券と同時に指定席特急券を発売する場合（特別車両の座席、寝台又はコンパートメント個室を使用する区間と特別急行列車の利用区間が異なる場合を含む。）は、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。 （中略） （特別車両券の発売） 第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (1) 特別車両券(A) イ 指定席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 (イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき (ロ) 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき ロ 自由席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。 （中略） 3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以	<u>(9)</u> 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。 3 第63条第1項の規定により指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券と同時に指定席特急券を発売する場合（特別車両の座席、寝台又はコンパートメント個室を使用する区間と特別急行列車の利用区間が異なる場合を含む。）は、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。 （中略） （特別車両券の発売） 第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (1) 特別車両券(A) イ 指定席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 (イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき (ロ) 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき ロ 自由席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。 （中略） 3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以

現行（2023年3月18日現行）	改正
下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。 (1) <u>別表第1号の3</u>に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき （中略） （乗継座席指定券の発売） 第61条の2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第57条の2第1号<u>の表イ及びロの各項</u>に規定する○印の1個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。 （中略） （営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃） 第84条 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるところとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。 (1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。） イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 150 円 小児 70 円 ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 190 円 小児 90 円 ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合	下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。 (1) <u>別表第1号の6</u>に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス(A)」という。）とグランクラス(A)以外のグランクラス（以下「グランクラス(B)」という。）とを乗り継いで乗車するとき （中略） （乗継座席指定券の発売） 第61条の2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第57条の2第1号に規定する○印の1個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。 （中略） （営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃） 第84条 営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるところとする。ただし、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内発又は着となる場合を除く。 (1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除く。） イ 営業キロが3キロメートル以下の場合 大人 150 円 小児 70 円 ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合 大人 190 円 小児 90 円 ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

現行 (2023 年 3 月 18 日現行)	改正
大人 200 円 小児 100 円 (2) 電車特定区間内相互発着の場合 イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 140 円 (ロ) 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 160 円 (ハ) 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合 大人 170 円 ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 130 円 小児 60 円 (ロ) 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 160 円 小児 80 円 (ハ) 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合 大人 180 円 小児 90 円 (3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 150 円 小児 70 円 ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 190 円 小児 90 円 ハ 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合	大人 200 円 小児 100 円 (2) 電車特定区間内相互発着の場合 イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 140 円 (ロ) 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 160 円 (ハ) 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合 大人 170 円 ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合 (イ) 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 130 円 (ロ) 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 160 円 (ハ) 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合 大人 180 円 (3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合 イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合 大人 150 円 小児 70 円 ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合 大人 190 円 小児 90 円 ハ 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合

現行（2023 年 3 月 18 日現行）	改正
大人 210 円 小児 100 円 (注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。 (中略) (大人急行料金) 第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 新幹線 (イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。） a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の指定席特急料金 別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。 b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金	大人 210 円 小児 100 円 (注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。 (中略) (大人急行料金) 第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 新幹線 (イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。） a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の指定席特急料金 <u>(a) (b) 以外の指定席特急料金</u> 別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ加算した額とする。 <u>(b) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>(a) の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。</u> b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金

現行（2023 年 3 月 18 日現行）	改正
別表第 2 号ネに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。 c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第 2 号ナ の 2 に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。 d 第 57 条第 7 項の規定により東京・博多間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 a の規定により計算した額とする。	<u>(a) (b) 以外の指定席特急料金</u> 別表第 2 号ネに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、<u>同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ</u>加算した額とする。 <u>(b) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>(a) の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。</u> c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 <u>(a) (b) 以外の指定席特急料金</u> 別表第 2 号ナ の 2 に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を<u>それぞれ</u>加算した額とする。 <u>(b) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>(a) の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。</u> d 第 57 条第 7 項の規定により東京・博多間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 a の規定により計算した額とする。

現行（2023年3月18日現行）	改正
(b) のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合 bの規定により計算した額とする。 (c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間から最後のにぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を加算した額とする。 e 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 aの規定により計算した額とする。 f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金	(b) のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合 bの規定により計算した額とする。 (c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 <u>① ②以外の指定席特急料金</u> 全区間に対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ネに定める額から同区間に対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初のにぞみ号等の指定席を使用する区間から最後のにぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条<u>同項</u>第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円をそれぞれ</u>加算した額とする。 <u>② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u> e 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 aの規定により計算した額とする。 f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金

現行（2023年3月18日現行）	改正
(a) (b)以外の指定席特急料金 東京・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。 (b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 ① ②以外の指定席特急料金 新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。 この場合、a、b又はdのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 ② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa、b又はdのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 (①) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金 新大阪・博多間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)のa、b又はdの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。 (②) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金 小倉・博多間に対して第1項第1号イの(i)のa又はbの	(a) (b)以外の指定席特急料金 東京・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。 (b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 ① ②以外の指定席特急料金 新大阪・博多間の乗車区間に対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。 この場合、a <u>の(a)</u>、b <u>の(a)</u>又はd <u>の(c)の①</u>のただし書の規定による低減又は加算 <u>及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減</u>は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 ② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa <u>の(a)</u>、b <u>の(a)</u>又はd <u>の(c)の①</u>のただし書の規定による低減又は加算 <u>及びaの(b)、bの(b)又はdの(c)の②の規定による低減</u>は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 (①) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金 新大阪・博多間の乗車区間に対して第1項第1号イの(i)のa、b又はdの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。 (②) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金 小倉・博多間に対して第1項第1号イの(i)のa又はbの

現行（2023年3月18日現行）	改正
規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。 (③) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金 小倉・博多間に対して第1項第1号イの(i)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。 g 第57条第2項第1号及び第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。 (b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合 cの規定により計算した額とする。 (c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただ	規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。 (③) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金 小倉・博多間に対して第1項第1号イの(i)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。 g 第57条第2項第1号及び第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。 (b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合 cの規定により計算した額とする。 (c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 <u>① ②以外の指定席特急料金</u> 全区間に対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第2号ナの2に定める額から同区間に対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行

現行（2023年3月18日現行）	改正
し、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から530円をそれぞれ</u>低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円を加算した額とする。 h 第57条第2項第1号及び第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 a の規定により計算した額とする。 i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金 (a) (b)以外の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 (b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行う	料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に400円を<u>それぞれ</u>加算した額とする。 <u>② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u> h 第57条第2項第1号及び第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 a の規定により計算した額とする。 i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金 (a) (b)以外の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a <u>の(a)</u>、c <u>の(a)</u>又はg <u>の(c)の①</u>のただし書の規定による低減又は加算<u>及びaの(b)、cの(b)又はgの(c)の②の規定による低減</u>は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 (b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa <u>の(a)</u>、c <u>の(a)</u>又はg <u>の(c)の①</u>のただし書の規定による低減又は加算<u>及びaの(b)、cの(b)又はgの(c)の②の規定による低減</u>は、指定席を使

現行（2023年3月18日現行）	改正
ものとする。 ① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対して第1項第1号イの(イ)のa、c又はgの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。 ② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。 ③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。 j 第57条の3第4項の規定により、東京・福島間又は東京・盛岡間の新幹線の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金 a、c又はgの規定により計算した額とする。 (ロ) 立席特急料金 (中略)	用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 ① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対して第1項第1号イの(イ)のa、c又はgの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。 ② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。 ③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。 j 第57条の3第4項の規定により、東京・福島間又は東京・盛岡間の新幹線の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金 a、c又はgの規定により計算した額とする。 (ロ) 立席特急料金 (中略)

現行（2023年3月18日現行）

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ) 及び(ホ)以外の特別急行料金

a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	601キロ メートル 以上
料金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に

改正

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ) 及び (ニ) 以外の特別急行料金

a b、c、d、e、f、g、h、i、j 及びk 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

(①) (②) 及び(③) 以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	601キロ メートル 以上
料金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830

(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(③) (②)の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号、特別急行列車カシオペア号及び特別急行列車TWILIGHT EXPRESS 瑞風号に対して適用する指定席特急料金

(①)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に

現行（2023年3月18日現行）	改正												
対して適用する指定席特急料金 1人当りの料金は、前①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を400円を加算した額とする。 (b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。 (c) 特定特急料金 <u>1,320円とする。</u> b 第57条の3第2項第2号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金 560円とする。 c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する特別急行券に対する特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める	対して適用する指定席特急料金 1人当りの料金は、①の①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を400円をそれぞれ加算した額とする。 (b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の①の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。 (c) 特定特急料金 <u>次表に定める料金とする。</u> <table><tr><td><u>営業キロ</u></td><td><u>150キロメ</u></td><td><u>200キロメー</u></td></tr><tr><td><u>地 帯</u></td><td><u>ートルまで</u></td><td><u>トルまで</u></td></tr><tr><td><u>料 金</u></td><td><u>円</u></td><td><u>円</u></td></tr><tr><td></td><td><u>1,560</u></td><td><u>1,800</u></td></tr></table> b 第57条の3第2項第2号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金 560円とする。 c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する特別急行券に対する特別急行料金 (a) 指定席特急料金 <u>① ②以外の指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める	<u>営業キロ</u>	<u>150キロメ</u>	<u>200キロメー</u>	<u>地 帯</u>	<u>ートルまで</u>	<u>トルまで</u>	<u>料 金</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		<u>1,560</u>	<u>1,800</u>
<u>営業キロ</u>	<u>150キロメ</u>	<u>200キロメー</u>											
<u>地 帯</u>	<u>ートルまで</u>	<u>トルまで</u>											
<u>料 金</u>	<u>円</u>	<u>円</u>											
	<u>1,560</u>	<u>1,800</u>											

現行（2023年3月18日現行）	改正																																
料金に200円を加算した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>25キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1,070</td></tr></table> (b) 立席特急料金及び自由席特急料金 次表に定める料金とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>25キロ メートルまで</td><td>50キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 330</td><td>円 530</td></tr></table> d 第57条の3第2項第4号の規定により発売する特別急行券 (a) 同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>30キロ メートルまで</td><td>50キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 330</td><td>円 660</td></tr></table> (b) 同号ロの規定により発売する特別急行券 ① 指定席特急料金	営業キロ 地帯	25キロ メートルまで	料金	円 1,070	営業キロ 地帯	25キロ メートルまで	50キロ メートルまで	料金	円 330	円 530	営業キロ 地帯	30キロ メートルまで	50キロ メートルまで	料金	円 330	円 660	料金に400円をそれぞれ加算した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>25キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1,070</td></tr></table> ② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 ①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。 (b) 立席特急料金及び自由席特急料金 次表に定める料金とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>25キロ メートルまで</td><td>50キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 330</td><td>円 530</td></tr></table> d 第57条の3第2項第4号の規定により発売する特別急行券 (a) 同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>30キロ メートルまで</td><td>50キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 330</td><td>円 660</td></tr></table> (b) 同号ロの規定により発売する特別急行券 ① 小田急電鉄株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の指定席特急料金 860円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、330円とする。 ② ①以外の指定席特急料金	営業キロ 地帯	25キロ メートルまで	料金	円 1,070	営業キロ 地帯	25キロ メートルまで	50キロ メートルまで	料金	円 330	円 530	営業キロ 地帯	30キロ メートルまで	50キロ メートルまで	料金	円 330	円 660
営業キロ 地帯	25キロ メートルまで																																
料金	円 1,070																																
営業キロ 地帯	25キロ メートルまで	50キロ メートルまで																															
料金	円 330	円 530																															
営業キロ 地帯	30キロ メートルまで	50キロ メートルまで																															
料金	円 330	円 660																															
営業キロ 地帯	25キロ メートルまで																																
料金	円 1,070																																
営業キロ 地帯	25キロ メートルまで	50キロ メートルまで																															
料金	円 330	円 530																															
営業キロ 地帯	30キロ メートルまで	50キロ メートルまで																															
料金	円 330	円 660																															

現行（2023 年 3 月 18 日現行）

860円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、660円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、330円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,060円とする。

② 立席特急料金及び自由席特急料金
330円とする。

(c) 同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。

e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。

f 第57条の3第2項第6号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。

g 第57条の3第2項第7号の規定により発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートルまで	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 850	円 1,160	円 1,680	円 2,360

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金
(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

改正

(①) (②)以外の指定席特急料金
860円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、660円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,060円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,260円とする。

(②) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
(①)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

③ 立席特急料金及び自由席特急料金
330円とする。

(c) 同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。

e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、130円とする。

f 第57条の3第2項第6号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。

g 第57条の3第2項第7号の規定により発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	25キロ メートルまで	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで
料金	円 850	円 1,160	円 1,680	円 2,360

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金
(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

現行（2023年3月18日現行）	改正																																																								
h 第57条の3第2項第8号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金 (a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>50キロ メートルまで</td><td>100キロ メートルまで</td><td>150キロ メートルまで</td><td>200キロ メートルまで</td><td>300キロ メートルまで</td><td>400キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 760</td><td>円 1,020</td><td>円 1,580</td><td>円 2,240</td><td>円 2,550</td><td>円 2,900</td></tr></table> (b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>50キロ メートルまで</td><td>100キロ メートルまで</td><td>150キロ メートルまで</td><td>200キロ メートルまで</td><td>300キロ メートルまで</td><td>400キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1,020</td><td>円 1,280</td><td>円 1,840</td><td>円 2,500</td><td>円 2,810</td><td>円 3,160</td></tr></table> (c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。	営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで	料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900	営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで	料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160	h 第57条の3第2項第9号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金 (a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>50キロ メートルまで</td><td>100キロ メートルまで</td><td>150キロ メートルまで</td><td>200キロ メートルまで</td><td>300キロ メートルまで</td><td>400キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 760</td><td>円 1,020</td><td>円 1,580</td><td>円 2,240</td><td>円 2,550</td><td>円 2,900</td></tr></table> (b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>50キロ メートルまで</td><td>100キロ メートルまで</td><td>150キロ メートルまで</td><td>200キロ メートルまで</td><td>300キロ メートルまで</td><td>400キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1,020</td><td>円 1,280</td><td>円 1,840</td><td>円 2,500</td><td>円 2,810</td><td>円 3,160</td></tr></table> (c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から530円を低減した額とする。	営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで	料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900	営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで	料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160
営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで																																																			
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900																																																			
営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで																																																			
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160																																																			
営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで																																																			
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900																																																			
営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで	300キロ メートルまで	400キロ メートルまで																																																			
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160																																																			

現行（2023年3月18日現行）						改正					
	営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで		営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで
	料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240		料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240
(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。						(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあつては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。					
	営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで		営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	200キロ メートルまで
	料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500		料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500
(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (c) に定める料金とする。						(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (c) に定める料金とする。					
(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (d) に定める料金とする。						(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (d) に定める料金とする。					
i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金 1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発						i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金 <u>(a) (b) 以外の指定席特急料金</u> 1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により					

現行（2023年3月18日現行）	改正																
売するものにあつては、1,090円とし、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、760円とする。また、</u>同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。 j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ</u>低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>50キロ メートルまで</td><td>100キロ メートルまで</td><td>150キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1,290</td><td>円 1,660</td><td>円 2,110</td></tr></table> (b) 立席特急料金及び特定特急料金 (a) の表に定める料金から530円を低減した額とする。	営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110	発売するものにあつては、1,090円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。 <u>(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>(a) の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u> j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券 (a) 指定席特急料金 <u>① ②以外の指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円を<u>それぞれ</u>加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から530円を低減した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>50キロ メートルまで</td><td>100キロ メートルまで</td><td>150キロ メートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1,290</td><td>円 1,660</td><td>円 2,110</td></tr></table> <u>② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金（第57条の3第4項の規定により発売するものを除く。）</u> <u>①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u> (b) 立席特急料金及び特定特急料金 (a) の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。	営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで	料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110
営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで														
料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110														
営業キロ 地帯	50キロ メートルまで	100キロ メートルまで	150キロ メートルまで														
料金	円 1,290	円 1,660	円 2,110														

現行（2023 年 3 月 18 日現行）	改正																																
(ロ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で(ハ) <u>、</u> (ニ) <u>及び</u> <u>(ホ)</u> 以外の特別急行料金 a 指定席特急料金 (a) (b) 以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、<u>同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ</u>低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>50 キロ メートルま で</td><td>100 キロ メートルま で</td><td>150 キロ メートルま で</td><td>200 キロ メートルま で</td><td>300 キロ メートルま で</td><td>400 キロ メートルま で</td><td>401 キロ メートル以 上</td></tr><tr><td>料金</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>	営業キロ 地帯	50 キロ メートルま で	100 キロ メートルま で	150 キロ メートルま で	200 キロ メートルま で	300 キロ メートルま で	400 キロ メートルま で	401 キロ メートル以 上	料金	円	円	円	円	円	円	円	<u>k 第57条の 3 第 2 項第 8 号の規定により発売する指定席特急券に適用する特別急行料金</u> <u>(a) 指定席特急料金</u> <u>① ②以外の指定席特急料金</u> 1,290 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、1,090 円とする。また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,490 円とし、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,690 円とする。 <u>② 第57条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。</u> <u>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</u> <u>760 円とする。</u> (ロ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で(ハ) <u>及び</u> (ニ) 以外の特別急行料金 a 指定席特急料金 (a) (b) 以外の指定席特急料金 <u>① ②以外の指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、<u>同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ</u>加算した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>50 キロ メートルま で</td><td>100 キロ メートルま で</td><td>150 キロ メートルま で</td><td>200 キロ メートルま で</td><td>300 キロ メートルま で</td><td>400 キロ メートルま で</td><td>401 キロ メートル以 上</td></tr><tr><td>料金</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>	営業キロ 地帯	50 キロ メートルま で	100 キロ メートルま で	150 キロ メートルま で	200 キロ メートルま で	300 キロ メートルま で	400 キロ メートルま で	401 キロ メートル以 上	料金	円	円	円	円	円	円	円
営業キロ 地帯	50 キロ メートルま で	100 キロ メートルま で	150 キロ メートルま で	200 キロ メートルま で	300 キロ メートルま で	400 キロ メートルま で	401 キロ メートル以 上																										
料金	円	円	円	円	円	円	円																										
営業キロ 地帯	50 キロ メートルま で	100 キロ メートルま で	150 キロ メートルま で	200 キロ メートルま で	300 キロ メートルま で	400 キロ メートルま で	401 キロ メートル以 上																										
料金	円	円	円	円	円	円	円																										

現行（2023 年 3 月 18 日現行）									改正								
		1, 190	1, 530	1, 970	2, 290	2, 510	2, 730	3, 070			1, 190	1, 530	1, 970	2, 290	2, 510	2, 730	3, 070
(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金 1 人当りの料金は、前(a)の表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条<u>第 1 項</u>第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 200 円を加算した額とする。 b 立席特急料金及び自由席特急料金 a の(a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。 e 特定特急料金 1, 320 円とする。 (ハ) 第57条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b 以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条<u>第 1 項</u>第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 400 円を加算した額とする。									<u>② 第57条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>①の規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u> (b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金 1 人当りの料金は、(a)の<u>①</u>の表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条<u>同項</u>第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 200 円を、<u>同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 400 円をそれぞれ</u>加算した額とする。 b 立席特急料金及び自由席特急料金 a の(a)の<u>①</u>の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。 (ハ) 第57条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 a b 以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 <u>① ②及び③以外の指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条<u>同項</u>第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を 400 円を<u>それぞれ</u>加算した額とする。								
営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	401 キロ		営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ	200 キロ	300 キロ	400 キロ	401 キロ	

現行（2023 年 3 月 18 日現行）

地帯	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートル以 上
料金	円 1, 050	円 1, 480	円 1, 890	円 2, 290	円 2, 510	円 2, 730	円 3, 070

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a) の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b) 以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料金	円 1, 050	円 1, 480	円 1, 890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金

1, 050 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、520 円とする。

~~(二) 第57条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が~~

改正

地帯	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートルま で	メートル以 上
料金	円 1, 050	円 1, 480	円 1, 890	円 2, 290	円 2, 510	円 2, 730	円 3, 070

② 第57条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車トランススイート四季島号及び特別急行列車カシオペア号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a) の①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

b 東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金

(a) (b) 以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める額から530円を低減した額とする。

営業キロ	50 キロ	100 キロ	150 キロ
地帯	メートルまで	メートルまで	メートルまで
料金	円 1, 050	円 1, 480	円 1, 890

(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金

1, 050 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、520 円とする。

現行（2023年3月18日現行）	改正																																								
<u>西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</u> <u>a—b以外の特別急行料金</u> <u>(a) 指定席特急料金</u> <u>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</u> <table><tr><td>営業キ</td><td>50キロ</td><td>100キロ</td><td>150キロ</td><td>200キロ</td><td>300キロ</td><td>400キロ</td><td>401キロ</td></tr><tr><td>区</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td><td>メートル</td></tr><tr><td>地帯</td><td>至</td><td>至</td><td>至</td><td>至</td><td>至</td><td>至</td><td>上</td></tr><tr><td>料金</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>1,190</td><td>1,520</td><td>1,950</td><td>2,290</td><td>2,510</td><td>2,730</td><td>3,060</td></tr></table> <u>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</u> <u>(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</u> <u>(c) 特定特急料金</u> <u>1,320円とする。</u> <u>b—津幡・和倉温泉間の停車駅相互間（50km以内の区間を除く。）の特</u> <u>別急行券に対する特別急行料金</u> <u>(a) 指定席特急料金</u> <u>1,190円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により</u> <u>発売するものにあつては、990円とし、同条第3項の規定により発</u> <u>売するものにあつては、660円とする。また、同条第1項第2号の</u> <u>規定により発売するものにあつては、1,390円とする。</u> <u>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</u> <u>660円とする。</u> <u>(ホ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が</u> <u>九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</u>	営業キ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	401キロ	区	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	地帯	至	至	至	至	至	至	上	料金	円	円	円	円	円	円	円		1,190	1,520	1,950	2,290	2,510	2,730	3,060	<u>(ニ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が</u> <u>九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</u>
営業キ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	401キロ																																		
区	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル																																		
地帯	至	至	至	至	至	至	上																																		
料金	円	円	円	円	円	円	円																																		
	1,190	1,520	1,950	2,290	2,510	2,730	3,060																																		

現行（2023年3月18日現行）										改正																																																		
次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあっては、a 又はbに定める指定席特急料金に210 円を加算した額とする。 a b 以外の特別急行料金 （a）指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57 条の3 第1 項第2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200 円を加算した額とし、また、同条第3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530 円を低減した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>25 キロメートル で</td><td>50 キロメートル で</td><td>75 キロメートル で</td><td>100 キロメートル で</td><td>150 キロメートル で</td><td>200 キロメートル で</td><td>300 キロメートル で</td><td>301 キロメートル以上</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1,030</td><td>円 1,280</td><td>円 1,530</td><td>円 1,730</td><td>円 2,330</td><td>円 2,730</td><td>円 2,930</td><td>円 3,130</td></tr></table>										営業キロ 地帯	25 キロメートル で	50 キロメートル で	75 キロメートル で	100 キロメートル で	150 キロメートル で	200 キロメートル で	300 キロメートル で	301 キロメートル以上	料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130	次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあっては、a 又はbに定める指定席特急料金に210 円を加算した額とする。 a b 以外の特別急行料金 （a）指定席特急料金 <u>① ②及び③以外の指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第57 条の3 第1 項第2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200 円を、同条同項第3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400 円をそれぞれ加算した額とする。 <table><tr><td>営業キロ 地帯</td><td>25 キロメートル で</td><td>50 キロメートル で</td><td>75 キロメートル で</td><td>100 キロメートル で</td><td>150 キロメートル で</td><td>200 キロメートル で</td><td>300 キロメートル で</td><td>301 キロメートル以上</td></tr><tr><td>料金</td><td>円 1,030</td><td>円 1,280</td><td>円 1,530</td><td>円 1,730</td><td>円 2,330</td><td>円 2,730</td><td>円 2,930</td><td>円 3,130</td></tr></table> <u>② 第57条の3 第3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>①の規定により計算した額から530 円を低減した額とする。</u> <u>③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車36 ぷらす3 号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号及び特別急行列車或る列車号に対して適用する指定席特急料金</u> <u>①の表に定める料金から530 円を低減した額とする。</u> （b）立席特急料金及び自由席特急料金 （a）の表に定める料金から530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。 <table><tr><td>営業キロ</td><td>25 キロメートル</td><td>50 キロメートル</td><td>75 キロメートル</td><td>100 キロメートル</td></tr></table>										営業キロ 地帯	25 キロメートル で	50 キロメートル で	75 キロメートル で	100 キロメートル で	150 キロメートル で	200 キロメートル で	300 キロメートル で	301 キロメートル以上	料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130	営業キロ	25 キロメートル	50 キロメートル	75 キロメートル	100 キロメートル
営業キロ 地帯	25 キロメートル で	50 キロメートル で	75 キロメートル で	100 キロメートル で	150 キロメートル で	200 キロメートル で	300 キロメートル で	301 キロメートル以上																																																				
料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130																																																				
営業キロ 地帯	25 キロメートル で	50 キロメートル で	75 キロメートル で	100 キロメートル で	150 キロメートル で	200 キロメートル で	300 キロメートル で	301 キロメートル以上																																																				
料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130																																																				
営業キロ	25 キロメートル	50 キロメートル	75 キロメートル	100 キロメートル																																																								
（b）立席特急料金及び自由席特急料金 （a）の表に定める料金から530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。 <table><tr><td>営業キロ</td><td>25 キロメートル</td><td>50 キロメートル</td><td>75 キロメートル</td><td>100 キロメートル</td></tr></table>										営業キロ	25 キロメートル	50 キロメートル	75 キロメートル	100 キロメートル	（b）立席特急料金及び自由席特急料金 （a）<u>の①</u>の表に定める料金から530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。 <table><tr><td>営業キロ</td><td>25 キロメートル</td><td>50 キロメートル</td><td>75 キロメートル</td><td>100 キロメートル</td></tr></table>										営業キロ	25 キロメートル	50 キロメートル	75 キロメートル	100 キロメートル																															
営業キロ	25 キロメートル	50 キロメートル	75 キロメートル	100 キロメートル																																																								
営業キロ	25 キロメートル	50 キロメートル	75 キロメートル	100 キロメートル																																																								

現行（2023年3月18日現行）						改正					
	口 地帯	まで	まで	まで	ルまで		口 地帯	まで	まで	まで	ルまで
	料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400		料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400
b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び36ぷらす3号に乗車する場合の特別急行料金を除く。 (a) 乗車区間が門司港若しくは下曽根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。）のとき ① 指定席特急料金 1,130 円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、<u>同条第3項の規定により発売するものにあつては、600 円</u>とする。 ② 立席特急料金及び自由席特急料金 600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曽根・博多間の停車駅相互間（25 km以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、800 円とする。 (b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき						b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、<u>特別急行列車</u>或る列車号及び<u>特別急行列車</u>36ぷらす3号に乗車する場合の特別急行料金を除く。 (a) 乗車区間が門司港若しくは下曽根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。）のとき ① 指定席特急料金 <u>① ②以外の指定席特急料金</u> 1,130 円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、<u>同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,530 円</u>とする。 <u>② 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>①の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。</u> ② 立席特急料金及び自由席特急料金 600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曽根・博多間の停車駅相互間（25 km以内の区間を除く。）であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、800 円とする。 (b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき					

現行（2023 年 3 月 18 日現行）	改正																																																																				
① 指定席特急料金 1,030 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,230 円とし、<u>同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、500 円</u>とする。 ② 立席特急料金及び自由席特急料金 500 円とする。 ハ 第57条の 3 第 7 項の規定により発売する特別急行料金 (イ) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とし、<u>また、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円を低減した額</u>とする。 <table><tr><th rowspan="2">在来線 新幹線</th><th colspan="6">営業キロ地帯（武雄温泉から）</th></tr><tr><th>25 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で</th><th>50 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で</th><th>75 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で</th><th>100 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で</th><th>150 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で</th><th>200 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で</th></tr><tr><td>嬉野温泉</td><td>円 2,110</td><td>円 2,330</td><td>円 2,560</td><td>円 2,740</td><td>円 3,280</td><td>円 3,640</td></tr><tr><td>新大村</td><td>円 2,110</td><td>円 2,330</td><td>円 2,560</td><td>円 2,740</td><td>円 3,280</td><td>円 3,640</td></tr><tr><td>諫早</td><td>円 2,110</td><td>円 2,330</td><td>円 2,560</td><td>円 2,740</td><td>円 3,280</td><td>円 3,640</td></tr></table>	在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）						25 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	50 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	75 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	100 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で	150 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で	200 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で	嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	① 指定席特急料金 <u>(①) (②)以外の指定席特急料金</u> 1,030 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,230 円とし、<u>同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,430 円</u>とする。 <u>(②) 第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>(①)の規定により計算した額から 530 円を低減した額とする。</u> ② 立席特急料金及び自由席特急料金 500 円とする。 ハ 第57条の 3 第 7 項の規定により発売する特別急行料金 (イ) 指定席特急料金 <u>a b 以外の指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、<u>同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円をそれぞれ</u>加算した額とする。 <table><tr><th rowspan="2">在来線 新幹線</th><th colspan="6">営業キロ地帯（武雄温泉から）</th></tr><tr><th>25 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で</th><th>50 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で</th><th>75 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で</th><th>100 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で</th><th>150 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で</th><th>200 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で</th></tr><tr><td>嬉野温泉</td><td>円 2,110</td><td>円 2,330</td><td>円 2,560</td><td>円 2,740</td><td>円 3,280</td><td>円 3,640</td></tr><tr><td>新大村</td><td>円 2,110</td><td>円 2,330</td><td>円 2,560</td><td>円 2,740</td><td>円 3,280</td><td>円 3,640</td></tr><tr><td>諫早</td><td>円 2,110</td><td>円 2,330</td><td>円 2,560</td><td>円 2,740</td><td>円 3,280</td><td>円 3,640</td></tr></table>	在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）						25 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	50 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	75 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	100 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で	150 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で	200 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で	嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
在来線 新幹線		営業キロ地帯（武雄温泉から）																																																																			
	25 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	50 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	75 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	100 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で	150 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で	200 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で																																																															
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																															
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																															
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																															
在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）																																																																				
	25 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	50 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	75 ｷﾎ ﾒｰﾄﾙ ま で	100 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で	150 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で	200 ｷ ﾛﾒｰﾄﾙ ま で																																																															
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																															
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																															
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																																															

現行（2023年3月18日現行）							改正						
長崎	円	円	円	円	円	円	長崎	円	円	円	円	円	円
	2,560	2,780	3,010	3,190	3,730	4,090		2,560	2,780	3,010	3,190	3,730	4,090
(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金 (イ)の表に定める料金から530円を低減した額とする。 (ハ) 特定特急料金 嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)の表に定める料金から880円を低減した額とする。 (中略) (特別車両料金) 第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別車両料金(A) イ ロ以外の特別車両料金(A) (中略) (ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A) a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A) 次表に定める料金とする。ただし、<u>日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200km以内の場合を除く。）は1,600円、</u>博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は<u>320円</u>とする。							<u>b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</u> <u>aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。</u> (ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金 (イ)の<u>a</u>の表に定める料金から530円を低減した額とする。 (ハ) 特定特急料金 嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)の<u>a</u>の表に定める料金から880円を低減した額とする。 (中略) (特別車両料金) 第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別車両料金(A) イ ロ以外の特別車両料金(A) (中略) (ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A) a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A) 次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は<u>500円</u>とする。						
営業キロ	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上					営業キロ	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上		
地帯								地帯					
料金	円	円	円					料金	円	円	円		

現行（2023年3月18日現行）					改正				
		<u>1,050</u>	<u>1,600</u>	<u>2,570</u>			<u>1,300</u>	<u>2,800</u>	<u>4,190</u>
b	新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)				b	新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)			
	営業キロ 地 帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上		営業キロ 地 帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
	料 金	円 <u>1,050</u>	円 <u>2,100</u>	円 <u>3,150</u>		料 金	円 <u>1,300</u>	円 <u>2,800</u>	円 <u>4,190</u>
c	DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)				c	DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)			
	<u>次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200km 以内の場合を除く。）は2,720円とする。</u>								
	営業キロ 地 帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上		営業キロ 地 帯	100キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
	料 金	円 <u>1,680</u>	円 <u>2,720</u>	円 <u>3,770</u>		料 金	円 <u>2,080</u>	円 <u>4,760</u>	円 <u>6,150</u>
d	特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)				d	特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)			
	営業キロ 地 帯	200キロメートル まで	201キロメートル 以上			営業キロ 地 帯	200キロメートル まで	201キロメートル 以上	
	料 金	円 2,800	円 4,190			料 金	円 2,800	円 4,190	
e	特別急行列車36ふらす3号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)				e	特別急行列車36ふらす3号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)			
	営業キロ 地 帯	150キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上		営業キロ 地 帯	150キロメートル まで	200キロメートル まで	201キロメートル 以上
	料 金	円 3,300	円 4,300	円 5,300		料 金	円 3,300	円 4,300	円 5,300
(ホ)	東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)				(ホ)	東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)			
	東京・博多間の乗車区間に対して(イ)に定める料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して(ニ)のbに定める料金を合計した額とする。					東京・博多間の乗車区間に対して(イ)に定める料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対して(ニ)のbに定める料金を合計した額とする。			

現行（2023年3月18日現行）	改正																				
中央間の乗車区間に対して(ニ)のbに定める料金とを合計した額とする。																					
(中略)	(中略)																				
ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)	ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)																				
(中略)	(中略)																				
(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)	(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)																				
a b及びc以外の個室	a b及びc以外の個室																				
次表に定める料金とする。ただし、 且豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は3,200 円、 博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は <u>640 円</u> とする。	次表に定める料金とする。ただし、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は <u>1,000 円</u> とする。																				
<table><tr><th>営業キロ 地 帯</th><th>100キロメートルまで</th><th>200キロメートルまで</th><th>201キロメートル以上</th></tr><tr><td>1室当りの料金 (設備定員4人)</td><td>円 <u>2,100</u></td><td>円 <u>3,200</u></td><td>円 <u>5,140</u></td></tr></table>	営業キロ 地 帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上	1室当りの料金 (設備定員4人)	円 <u>2,100</u>	円 <u>3,200</u>	円 <u>5,140</u>	<table><tr><th>営業キロ 地 帯</th><th>100キロメートルまで</th><th>200キロメートルまで</th><th>201キロメートル以上</th></tr><tr><td>1室当りの料金 (設備定員4人)</td><td>円 <u>2,600</u></td><td>円 <u>5,600</u></td><td>円 <u>8,380</u></td></tr></table>	営業キロ 地 帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上	1室当りの料金 (設備定員4人)	円 <u>2,600</u>	円 <u>5,600</u>	円 <u>8,380</u>				
営業キロ 地 帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上																		
1室当りの料金 (設備定員4人)	円 <u>2,100</u>	円 <u>3,200</u>	円 <u>5,140</u>																		
営業キロ 地 帯	100キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロメートル以上																		
1室当りの料金 (設備定員4人)	円 <u>2,600</u>	円 <u>5,600</u>	円 <u>8,380</u>																		
b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室	b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室																				
(a) スイート	(a) スイート																				
<table><tr><th>営業キロ 地 帯</th><th>200キロメートルまで</th><th>400キロメートルまで</th><th>600キロメートルまで</th><th>601キロメートル以上</th></tr><tr><td>1室当りの料金 (設備定員2人)</td><td>円 104,760</td><td>円 106,850</td><td>円 108,950</td><td>円 111,050</td></tr></table>	営業キロ 地 帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上	1室当りの料金 (設備定員2人)	円 104,760	円 106,850	円 108,950	円 111,050	<table><tr><th>営業キロ 地 帯</th><th>200キロメートルまで</th><th>400キロメートルまで</th><th>600キロメートルまで</th><th>601キロメートル以上</th></tr><tr><td>1室当りの料金 (設備定員2人)</td><td>円 104,760</td><td>円 106,850</td><td>円 108,950</td><td>円 111,050</td></tr></table>	営業キロ 地 帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上	1室当りの料金 (設備定員2人)	円 104,760	円 106,850	円 108,950	円 111,050
営業キロ 地 帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上																	
1室当りの料金 (設備定員2人)	円 104,760	円 106,850	円 108,950	円 111,050																	
営業キロ 地 帯	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上																	
1室当りの料金 (設備定員2人)	円 104,760	円 106,850	円 108,950	円 111,050																	
(b) DXスイート	(b) DXスイート																				
<table><tr><th>営業キロ</th><th>200キロメートル</th><th>400キロメートル</th><th>600キロメートル</th><th>601キロメートル</th></tr></table>	営業キロ	200キロメートル	400キロメートル	600キロメートル	601キロメートル	<table><tr><th>営業キロ</th><th>200キロメートル</th><th>400キロメートル</th><th>600キロメートル</th><th>601キロメートル</th></tr></table>	営業キロ	200キロメートル	400キロメートル	600キロメートル	601キロメートル										
営業キロ	200キロメートル	400キロメートル	600キロメートル	601キロメートル																	
営業キロ	200キロメートル	400キロメートル	600キロメートル	601キロメートル																	

現行（2023年3月18日現行）					
	地 帯	ℓまで	ℓまで	ℓまで	ℓ以上
	1室当りの料金 (設備定員3人)	円 125,720	円 127,810	円 129,900	円 132,000
c 特別急行列車 36 ぶらす 3号の個室（2人用、4人用、6人用）（1人当たりの料金とする）に対して適用する特別車両料金(A)					
	営 業 キロ地帯	150キロメートル ℓまで	200キロメートル ℓまで	201キロメートル ℓ以上	
	料 金	円 4,500	円 5,500	円 6,500	
(ホ) 特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A)（1人当たりの料金とする。）					
a ロイヤルシングル					
		1人用個室			
	料 金	円 137,500			
b ロイヤルツイン					
		2人用個室			
	料 金	円 91,670			
c ザ・スイート					
		2人用個室			
	料 金	円 366,670			
d 前aに規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員（最大1名）ごとに35,650円とする。					
e 前cに規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員（最大2名）ごとに95,740円とする。					

改正					
	地 帯	ℓまで	ℓまで	ℓまで	ℓ以上
	1室当りの料金 (設備定員3人)	円 125,720	円 127,810	円 129,900	円 132,000
c 特別急行列車 36 ぶらす 3号の個室（2人用、4人用、6人用）（1人当たりの料金とする）に対して適用する特別車両料金(A)					
	営 業 キロ地帯	150キロメートル ℓまで	200キロメートル ℓまで	201キロメートル ℓ以上	
	料 金	円 4,500	円 5,500	円 6,500	
(ホ) 特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A)（1人当たりの料金とする。）					
a ロイヤルシングル					
		1人用個室			
	料 金	円 137,500			
b ロイヤルツイン					
		2人用個室			
	料 金	円 91,670			
c ザ・スイート					
		2人用個室			
	料 金	円 366,670			
d aに規定する個室に対して1名を超えて利用する場合、その超える人員（最大1名）ごとに35,650円とする。					
e cに規定する個室に対して2名を超えて利用する場合、その超える人員（最大2名）ごとに95,740円とする。					

現行（2023 年 3 月 18 日現行）	改正												
（中略）	（中略）												
（2） 特別車両料金（B）	（2） 特別車両料金（B）												
（中略）	（中略）												
ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金（B）	ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金（B）												
<table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td>50 キロメートル まで</td><td>51 キロメートル 以上</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 780</td><td>円 1,000</td></tr></table>	営業キロ 地 帯	50 キロメートル まで	51 キロメートル 以上	料 金	円 780	円 1,000	<table><tr><td>営業キロ 地 帯</td><td>50 キロメートル まで</td><td>51 キロメートル 以上</td></tr><tr><td>料 金</td><td>円 780</td><td>円 1,000</td></tr></table>	営業キロ 地 帯	50 キロメートル まで	51 キロメートル 以上	料 金	円 780	円 1,000
営業キロ 地 帯	50 キロメートル まで	51 キロメートル 以上											
料 金	円 780	円 1,000											
営業キロ 地 帯	50 キロメートル まで	51 キロメートル 以上											
料 金	円 780	円 1,000											
（中略）	（中略）												
（乗継座席指定券に対する座席指定料金）	（乗継座席指定券に対する座席指定料金）												
第139条の4 第61条の2の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第57条の2第1号の表イ及びロの各項に規定する○印の1個の普通急行列車に対する第139条の2に規定する大人座席指定料金について、5割引した額とする。	第139条の4 第61条の2の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第57条の2第1号に規定する○印の1個の普通急行列車に対する第139条の2に規定する大人座席指定料金について、5割引した額とする。												
（中略）	（中略）												
（鉄道駅バリアフリー料金）	（鉄道駅バリアフリー料金）												
第 140 条 第 78 条第 2 項第 1 号に定める東京附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 1 号から第 4 号の区間にかかるものに限る。）内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。	第 140 条 次の各号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、鉄道駅バリアフリー料金を収受する。 （1） 第 78 条第 2 項第 1 号に定める東京附近における電車特定区間及び第 80 条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 1 号から第 4 号の区間にかかるものに限る。） （2） 第 78 条第 2 項第 2 号に定める大阪附近における電車特定区間及び第 80												

現行（2023 年 3 月 18 日現行）	改正
2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。 <u>(1)</u> 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額 片道乗車あたり 10 円 <u>(2)</u> 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額 1 箇月 280 円 3 箇月 790 円 6 箇月 1,420 円 （乗車整理料金） 第 140 条の 2 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。 2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客 1 人につき 330 円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は 320 円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。 3 前項の規定にかかわらず、団体旅客に対する乗車整理料金は、1 人につき 100 円とし、第 111 条第 2 項の規定による無賃扱人員については収受しない。この場合、乗車整理料金は、団体乗車券によってあわせて収受することがあ	<u>条の規定を適用する区間（同条第 1 項第 5 号から第 10 号及び同条第 2 項の区間にかかるものに限る。）</u> 2 前項の規定により収受する鉄道駅バリアフリー料金は、次の各号に定めるとおりとする。 <u>(1) 前項第 1 号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合</u> <u>イ</u> 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額 片道乗車あたり 10 円 <u>ロ</u> 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額 1 箇月 280 円 3 箇月 790 円 6 箇月 1,420 円 <u>(2) 前項第 2 号に掲げる区間内相互発着となる区間に乗車する場合</u> <u>イ 大人片道普通旅客運賃とあわせ収受する額</u> <u>片道乗車あたり 10 円</u> <u>ロ 定期旅客運賃（通学定期旅客運賃を除く。）とあわせ収受する額</u> <u>1 箇月 300 円</u> <u>3 箇月 900 円</u> <u>6 箇月 1,800 円</u> （乗車整理料金） 第 140 条の 2 当社において特に必要と認める場合は、乗車整理料金を収受して列車の始発駅等における座席確保の取扱いをする。 2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客 1 人につき 330 円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は 320 円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることがある。 3 前項の規定にかかわらず、団体旅客に対する乗車整理料金は、1 人につき 100 円とし、第 111 条第 2 項の規定による無賃扱人員については収受しない。この場合、乗車整理料金は、団体乗車券によってあわせて収受することがあ

現行（2023 年 3 月 18 日現行）	改正
る。 4 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。 （中略） （指定券に対する料金の払いもどし） 第 273 条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10 円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。 (1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。） イ 出発する日の 2 日前までに請求した場合は、340 円（第 57 条第 1 項第 1 号イの（イ）ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあつては、1 葉につき 340 円）。 ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の 3 割に相当する額（第 57 条第 1 項第 1 号イの（イ）ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉	る。 4 前各項の規定による取扱列車、取扱駅等については、別に定める。 （中略） （指定券に対する料金の払いもどし） 第 273 条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2 個以上の列車について指定を受けている場合及び第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10 円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。 (1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して 1 枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。） イ 出発する日の 2 日前までに請求した場合は、340 円（第 57 条第 1 項第 1 号イの（イ）ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあつては、1 葉につき 340 円）。 ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の 3 割に相当する額（第 57 条第 1 項第 1 号イの（イ）ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉

現行（2023年3月18日現行）	改正
で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。 (2) 立席特急券及び特定特急券 イ 立席特急券及びロ以外の特定特急券 220円 ロ 第125条第1項第1号イの(二)のjの(b)の料金を適用した特定特急券 前号の規定による額 2 旅客は、未指定特急券が不要となった場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限って、1枚につき340円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。 (中略) 6 前項の規定は、第58条第6項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して1枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。 7 大人と小児又は小児と小児が1個の寝台を使用するため購入した2枚の特別急行券のうちの1枚について第1項の払いもどしをする場合の払いもどし手数料は、同項の規定にかかわらず、1枚につき220円とする。 <u>8</u> 第64条の規定によって証明をした指定券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。	で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。 (2) 立席特急券及び特定特急券 イ 立席特急券及びロ以外の特定特急券 220円 ロ 第125条第1項第1号イの(二)のjの(b)の料金を適用した特定特急券 前号の規定による額 2 旅客は、未指定特急券が不要となった場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限って、1枚につき340円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。 (中略) 6 前項の規定は、第58条第6項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して1枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。 <u>7</u> 第64条の規定によって証明をした指定券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。

現行（2023年3月18日現行）	改正																																
（旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし） 第 273 条の 2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、当該列車が乗車駅を出発する時刻の 2 時間前まで）にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うほか、次の各号に定める場合は、当該各号に定める額（10 円未満のは数は、切り捨てる。）を別に支払うものとする。 （中略） （入場券の種類及び料金） 第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 普通入場券 イ ロ及びハ以外の駅 <table> <tr><td>大人</td><td>150 円</td></tr> <tr><td>小児</td><td>70 円</td></tr> </table> ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅 <table> <tr><td>大人</td><td>150 円</td></tr> <tr><td>小児</td><td>70 円</td></tr> </table> ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅 <table> <tr><td>大人</td><td><u>130 円</u></td></tr> <tr><td>小児</td><td><u>60 円</u></td></tr> </table> (2) 定期入場券 イ ロ及びハ以外の駅 <table> <tr><td>大人</td><td>4,620 円</td></tr> <tr><td>小児</td><td>2,310 円</td></tr> </table>	大人	150 円	小児	70 円	大人	150 円	小児	70 円	大人	<u>130 円</u>	小児	<u>60 円</u>	大人	4,620 円	小児	2,310 円	（旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどし） 第 273 条の 2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前まで（指定券に対する払いもどしについては、当該列車が乗車駅を出発する時刻の 2 時間前まで）にこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 220 円を支払うほか、次の各号に定める場合は、当該各号に定める額（10 円未満のは数は、切り捨てる。）を別に支払うものとする。 （中略） （入場券の種類及び料金） 第 295 条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の 2 種類とし、その料金は、1 枚について次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 普通入場券 イ ロ及びハ以外の駅 <table> <tr><td>大人</td><td>150 円</td></tr> <tr><td>小児</td><td>70 円</td></tr> </table> ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅 <table> <tr><td>大人</td><td>150 円</td></tr> <tr><td>小児</td><td>70 円</td></tr> </table> ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅 <table> <tr><td>大人</td><td><u>140 円</u></td></tr> <tr><td>小児</td><td><u>70 円</u></td></tr> </table> (2) 定期入場券 イ ロ及びハ以外の駅 <table> <tr><td>大人</td><td>4,620 円</td></tr> <tr><td>小児</td><td>2,310 円</td></tr> </table>	大人	150 円	小児	70 円	大人	150 円	小児	70 円	大人	<u>140 円</u>	小児	<u>70 円</u>	大人	4,620 円	小児	2,310 円
大人	150 円																																
小児	70 円																																
大人	150 円																																
小児	70 円																																
大人	<u>130 円</u>																																
小児	<u>60 円</u>																																
大人	4,620 円																																
小児	2,310 円																																
大人	150 円																																
小児	70 円																																
大人	150 円																																
小児	70 円																																
大人	<u>140 円</u>																																
小児	<u>70 円</u>																																
大人	4,620 円																																
小児	2,310 円																																

現行 (2023 年 3 月 18 日現行)	改正
ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅 大人 4,280 円 小児 2,140 円 ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅 大人 <u>3,960 円</u> 小児 <u>1,980 円</u> 2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。 (1) 普通入場券 イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅 大人 200 円 小児 100 円 ただし、新青森駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。 ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 170 円 小児 80 円 ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。 (2) 定期入場券 イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,920 円 小児 2,960 円 ただし、新青森駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。 ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,120 円 小児 2,560 円 ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,130 円 小児 2,560 円	ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅 大人 4,280 円 小児 2,140 円 ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅 大人 <u>4,260 円</u> 小児 <u>2,130 円</u> 2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。 (1) 普通入場券 イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅 大人 200 円 小児 100 円 ただし、新青森駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。 ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 170 円 小児 80 円 ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。 (2) 定期入場券 イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,920 円 小児 2,960 円 ただし、新青森駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。 ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,120 円 小児 2,560 円 ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅 大人 5,130 円 小児 2,560 円

現行（2023年3月18日現行）				改正			
ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。				ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。			
3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。 (様式省略)				3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。 (様式省略)			
(中略)				(中略)			
別表第1号		【第3条】		別表第1号		【第3条】	
地方交通線の線名及び区間				地方交通線の線名及び区間			
線 名		区 間		線 名		区 間	
(中略)				(中略)			
り	陸羽西線	新 庄・余 目		り	陸羽西線	新 庄・余 目	
	陸羽東線	小 牛 田・新 庄			陸羽東線	小 牛 田・新 庄	
る	留 萌 線	深 川・留 萌		る	留 萌 線	深 川・石狩沼田	
わ	和歌山線	王 寺・和 歌 山		わ	和歌山線	王 寺・和 歌 山	
別表第1号の2		【第57条】		別表第1号の2		【第57条】	
列車群				列車群			
項	号	群名	特別急行列車	項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車	1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車		(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・はちおうじ・おうめ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号			(3)	あずさ・かいじ・はちおうじ・おうめ・富士回遊

現行（2023年3月18日現行）					改正				
				ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車				ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車	
	(4)	踊り子・湘南		イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車		(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車	
2	—	成田エクスプレス		イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車		2	—	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車	

別表第1号の3

【第57条の3】

特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第57条の3第1項第1号イ）

2023 年	4 月	10 日から 13 日まで、17 日から 20 日まで、24 日から 27 日まで
	5 月	8 日から 11 日まで
	6 月	1 日、5 日から 8 日まで、12 日から 15 日まで、19 日から 22 日まで、26 日から 29 日まで
	7 月	3 日から 6 日まで、10 日から 13 日まで、18 日から 20 日まで
	8 月	28 日から 31 日まで
	9 月	4 日から 7 日まで、11 日から 14 日まで、19 日から 21 日まで、25 日から 28 日まで
	10 月	2 日から 5 日まで
	11 月	ニ
	12 月	4 日から 7 日まで、11 日から 14 日まで、18 日から 21 日まで
2024 年	1 月	9 日から 11 日まで、15 日から 18 日まで、22 日から 25 日まで、29 日から 31 日まで
	2 月	1 日、5 日から 8 日まで、13 日から 15 日まで、19 日

現行（2023 年 3 月 18 日現行）	改正		
			から 21 日まで、26 日から 29 日まで
		3 月	＝
	<u>別表第 1 号の 4</u>		<u>【第 57 条の 3】</u>
	特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第 57 条の 3 第 1 項第 2 号イ）		
	<u>2023 年</u>	<u>4 月</u>	<u>1 日、2 日</u>
		<u>5 月</u>	＝
		<u>6 月</u>	＝
		<u>7 月</u>	<u>14 日から 17 日まで、28 日から 30 日まで</u>
		<u>8 月</u>	<u>4 日から 6 日まで、9 日、12 日、14 日、15 日、19 日、20 日、25 日から 27 日まで</u>
		<u>9 月</u>	<u>15 日から 18 日まで</u>
		<u>10 月</u>	<u>6 日から 9 日まで、13 日から 15 日まで、20 日から 22 日まで、27 日から 29 日まで</u>
		<u>11 月</u>	<u>2 日から 5 日まで、10 日から 12 日まで、17 日から 19 日まで、22 日から 26 日まで</u>
		<u>12 月</u>	<u>28 日、31 日</u>
	<u>2024 年</u>	<u>1 月</u>	<u>2 日、5 日</u>
		<u>2 月</u>	<u>9 日から 12 日まで</u>
		<u>3 月</u>	<u>22 日から 31 日まで</u>
	<u>別表第 1 号の 5</u>		<u>【第 57 条の 3】</u>
	特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間（第 57 条の 3 第 1 項第 3 号イ）		
	<u>2023 年</u>	<u>4 月</u>	<u>28 日から 30 日まで</u>
		<u>5 月</u>	<u>1 日から 7 日まで</u>
		<u>6 月</u>	＝
		<u>7 月</u>	＝

現行（2023 年 3 月 18 日現行）			改正		
				8 月	10 日、11 日、13 日、16 日
				9 月	＝
				10 月	＝
				11 月	＝
				12 月	29 日、30 日
			2024 年	1 月	3 日、4 日
				2 月	＝
				3 月	＝
別表第 1 号の 3 【第 58 条】			別表第 1 号の 6 【第 58 条】		
グランクラス (A) を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間			グランクラス (A) を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間		
列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）		列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）	
はやぶさ号	東京	盛岡	はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森			新青森
		新函館北斗			新函館北斗
かがやき号	東京	金沢	かがやき号	東京	金沢
(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス (A) を設備した特別急行列車として運転する。			(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス (A) を設備した特別急行列車として運転する。		
(中略)			(中略)		
別表第 2 号イの 6 【第 79 条】			別表第 2 号イの 6 【第 79 条】		
東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額			東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額		
(円)		(円)	(円)		(円)
区 間	運賃	区 間	運賃	区 間	運賃
東 京・西 船 橋	310	渋 谷・桜 木 町	480	西 大 井・久 里 浜	940
上 野・成 田	940	渋 谷・横 浜	400	西 大 井・衣 笠	820

現行（2023年3月18日現行）										改正									
	上野・下総松崎	940	渋谷・東神奈川	400		西大井・横須賀	820			上野・下総松崎	940	渋谷・東神奈川	400		西大井・横須賀	820			
	上野・安食	940	渋谷・新子安	400		西大井・田浦	820			上野・安食	940	渋谷・新子安	400		西大井・田浦	820			
	上野・小林	940	恵比寿・横浜	400		西大井・逗子	730			上野・小林	940	恵比寿・横浜	400		西大井・逗子	730			
	鶯谷・成田	940	恵比寿・東神奈川	400		西大井・横浜	300			鶯谷・成田	940	恵比寿・東神奈川	400		西大井・横浜	300			
	鶯谷・下総松崎	940	目黒・横浜	400		西大井・東神奈川	300			鶯谷・下総松崎	940	目黒・横浜	400		西大井・東神奈川	300			
	鶯谷・安食	940	新橋・久里浜	940		西大井・新子安	300			鶯谷・安食	940	新橋・久里浜	940		西大井・新子安	300			
	鶯谷・小林	940	新橋・衣笠	940		武蔵小杉・衣笠	820			鶯谷・小林	940	新橋・衣笠	940		武蔵小杉・衣笠	820			
	日暮里・成田	940	新橋・横須賀	940		横浜・田浦	480			日暮里・成田	940	新橋・横須賀	940		横浜・田浦	480			
	日暮里・下総松崎	940	新橋・田浦	820		横浜・逗子	350			日暮里・下総松崎	940	新橋・田浦	820		横浜・逗子	350			
	日暮里・安食	940	新橋・東逗子	820		横浜・鎌倉	350			日暮里・安食	940	新橋・東逗子	820		横浜・鎌倉	350			
	三河島・成田	940	新橋・逗子	820		保土ヶ谷・逗子	350			三河島・成田	940	新橋・逗子	820		保土ヶ谷・逗子	350			
	三河島・下総松崎	940	浜松町・久里浜	940		名古屋・岡崎	620			三河島・下総松崎	940	浜松町・久里浜	940		名古屋・岡崎	620			
	三河島・安食	940	浜松町・衣笠	940		名古屋・西岡崎	620			三河島・安食	940	浜松町・衣笠	940		名古屋・西岡崎	620			
	南千住・成田	940	浜松町・横須賀	820		名古屋・安城	480			南千住・成田	940	浜松町・横須賀	820		名古屋・安城	480			
	南千住・下総松崎	940	浜松町・田浦	820		名古屋・三河安城	480			南千住・下総松崎	940	浜松町・田浦	820		名古屋・三河安城	480			
	南千住・安食	940	浜松町・東逗子	820		名古屋・東刈谷	480			南千住・安食	940	浜松町・東逗子	820		名古屋・東刈谷	480			
	北千住・成田	940	浜松町・逗子	820		名古屋・野田新町	480			北千住・成田	940	浜松町・逗子	820		名古屋・野田新町	480			
	北千住・下総松崎	940	田町・久里浜	940		名古屋・尾張一宮	300			北千住・下総松崎	940	田町・久里浜	940		名古屋・尾張一宮	300			
	綾瀬・成田	940	田町・衣笠	940		名古屋・岐阜	470			綾瀬・成田	940	田町・衣笠	940		名古屋・岐阜	470			
	綾瀬・下総松崎	940	田町・横須賀	820		名古屋・桑名	350			綾瀬・下総松崎	940	田町・横須賀	820		名古屋・桑名	350			
	亀有・成田	940	田町・田浦	820		名古屋・朝日	480			亀有・成田	940	田町・田浦	820		名古屋・朝日	480			
	金町・成田	940	田町・東逗子	820		名古屋・富田	480			金町・成田	940	田町・東逗子	820		名古屋・富田	480			
	新宿・高尾	570	田町・逗子	820		名古屋・富田浜	480			新宿・高尾	570	田町・逗子	820		名古屋・富田浜	480			
	新宿・西八王子	570	高輪ゲートウェイ・久里浜	940		名古屋・四日市	480			新宿・西八王子	570	高輪ゲートウェイ・久里浜	940		名古屋・四日市	480			
	新宿・八王子	490	高輪ゲートウェイ・横須賀	820		尾頭橋・岡崎	620			新宿・八王子	490	高輪ゲートウェイ・横須賀	820		尾頭橋・岡崎	620			
	新宿・豊田	490	高輪ゲートウェイ・田浦	820		尾頭橋・安城	480			新宿・豊田	490	高輪ゲートウェイ・田浦	820		尾頭橋・安城	480			
	新宿・日野	490	高輪ゲートウェイ・東逗子	820		尾頭橋・三河安城	480			新宿・日野	490	高輪ゲートウェイ・東逗子	820		尾頭橋・三河安城	480			
	新宿・拝島	480	品川・久里浜	940		尾頭橋・東刈谷	480			新宿・拝島	480	品川・久里浜	940		尾頭橋・東刈谷	480			
	新宿・昭島	480	品川・衣笠	820		尾頭橋・岐阜	540			新宿・昭島	480	品川・衣笠	820		尾頭橋・岐阜	540			
	新宿・中神	480	品川・横須賀	820		金山・岡崎	620			新宿・中神	480	品川・横須賀	820		金山・岡崎	620			
	大久保・高尾	570	品川・田浦	820		金山・安城	480			大久保・高尾	570	品川・田浦	820		金山・安城	480			
	大久保・西八王子	570	品川・東逗子	820		金山・三河安城	480			大久保・西八王子	570	品川・東逗子	820		金山・三河安城	480			
	大久保・八王子	490	品川・逗子	730		金山・名古屋	170			大久保・八王子	490	品川・逗子	730		金山・名古屋	170			
	大久保・豊田	490	品川・横浜	300		金山・尾張一宮	370			大久保・豊田	490	品川・横浜	300		金山・尾張一宮	370			
	大久保・拝島	480	品川・東神奈川	300		金山・岐阜	540			大久保・拝島	480	品川・東神奈川	300		金山・岐阜	540			
	大久保・昭島	480	品川・新子安	300		熱田・安城	480			大久保・昭島	480	品川・新子安	300		熱田・安城	480			
	東中野・高尾	570	大井町・久里浜	940		枇杷島・岐阜	430			東中野・高尾	570	大井町・久里浜	940		枇杷島・岐阜	430			
	東中野・西八王子	570	大井町・衣笠	820		八田・富田	480			東中野・西八王子	570	大井町・衣笠	820		八田・富田	480			
	東中野・八王子	490	大井町・横須賀	820		八田・富田浜	480			東中野・八王子	490	大井町・横須賀	820		八田・富田浜	480			
	東中野・豊田	490	大井町・田浦	820		八田・四日市	480			東中野・豊田	490	大井町・田浦	820		八田・四日市	480			
	東中野・拝島	480	大井町・逗子	730		春田・富田浜	480			東中野・拝島	480	大井町・逗子	730		春田・富田浜	480			

現行（2023年3月18日現行）

中野・高尾	570	大井町・横浜	300	春田・四日市	480
中野・西八王子	570	大井町・東神奈川	300	蟹江・四日市	480
中野・八王子	490	大井町・新子安	300	大阪・京都	570
高円寺・高尾	570	大森・衣笠	820	大阪・西大路	570
高円寺・八王子	490	大森・横須賀	820	大阪・桂川	570
阿佐ヶ谷・高尾	570	大森・横浜	300	大阪・向日町	570
阿佐ヶ谷・八王子	490	大森・東神奈川	300	大阪・高槻	260
渋谷・吉祥寺	220	蒲田・衣笠	820	大阪・摂津富田	260
(円)		(円)		(円)	
区間	運賃	区間	運賃	区間	運賃
大阪・JR総持寺	260	茨木・元町	720	南田辺・紀伊	870
大阪・神戸	410	茨木・三ノ宮	720	鶴ヶ丘・和歌山	870
大阪・元町	410	茨木・灘	720	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	870
大阪・三ノ宮	410	茨木・摩耶	720	鶴ヶ丘・六十谷	870
大阪・灘	410	茨木・六甲道	720	長居・和歌山	870
大阪・摩耶	410	摂津富田・神戸	820	長居・紀伊中ノ島	870
大阪・六甲道	410	高槻・神戸	820	長居・六十谷	870
大阪・宝塚	330	高槻・元町	820	我孫子町・和歌山	870
大阪・中山寺	330	高槻・三ノ宮	820	我孫子町・紀伊中ノ島	870
北新地・神戸	410	桂川・神戸	1,100	我孫子町・六十谷	870
北新地・元町	410	西大路・神戸	1,100	杉本町・和歌山	870
北新地・三ノ宮	410	西大路・元町	1,100	杉本町・紀伊中ノ島	870
北新地・灘	410	西大路・三ノ宮	1,100	杉本町・六十谷	870
北新地・摩耶	410	京都・神戸	1,100	浅香・和歌山	870
北新地・六甲道	410	京都・元町	1,100	浅香・紀伊中ノ島	870
北新地・宝塚	330	京都・三ノ宮	1,100	堺市・和歌山	870
北新地・中山寺	330	京都・灘	1,100	堺市・紀伊中ノ島	870
新福島・神戸	410	京都・摩耶	1,100	三国ヶ丘・和歌山	870
新福島・元町	410	京都・城陽	370	百舌鳥・和歌山	870
新福島・三ノ宮	410	京都・JR小倉	290		
新福島・灘	410	京都・新田	290		
新福島・摩耶	410	京都・奈良	720		
新福島・六甲道	410	東福寺・JR小倉	290		
新福島・宝塚	330	東福寺・新田	290		
新福島・中山寺	330	東福寺・奈良	720		
海老江・神戸	410	稲荷・新田	290		
海老江・元町	410	塚本・神戸	410		
海老江・三ノ宮	410	塚本・元町	410		
海老江・灘	410	塚本・三ノ宮	410		
海老江・摩耶	410	塚本・宝塚	330		
海老江・宝塚	330	尼崎・神戸	410		

改正

中野・高尾	570	大井町・横浜	300	春田・四日市	480
中野・西八王子	570	大井町・東神奈川	300	蟹江・四日市	480
中野・八王子	490	大井町・新子安	300	大阪・京都	570
高円寺・高尾	570	大森・衣笠	820	大阪・西大路	570
高円寺・八王子	490	大森・横須賀	820	大阪・桂川	570
阿佐ヶ谷・高尾	570	大森・横浜	300	大阪・向日町	570
阿佐ヶ谷・八王子	490	大森・東神奈川	300	大阪・高槻	280
渋谷・吉祥寺	220	蒲田・衣笠	820	大阪・摂津富田	280
(円)		(円)		(円)	
区間	運賃	区間	運賃	区間	運賃
大阪・JR総持寺	270	茨木・元町	720	南田辺・紀伊	870
大阪・神戸	450	茨木・三ノ宮	720	鶴ヶ丘・和歌山	890
大阪・元町	410	茨木・灘	720	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	890
大阪・三ノ宮	410	茨木・摩耶	720	鶴ヶ丘・六十谷	870
大阪・灘	410	茨木・六甲道	720	長居・和歌山	870
大阪・摩耶	410	摂津富田・神戸	820	長居・紀伊中ノ島	870
大阪・六甲道	410	高槻・神戸	820	長居・六十谷	870
大阪・宝塚	330	高槻・元町	820	我孫子町・和歌山	870
大阪・中山寺	330	高槻・三ノ宮	820	我孫子町・紀伊中ノ島	870
北新地・神戸	450	桂川・神戸	1,100	我孫子町・六十谷	870
北新地・元町	410	西大路・神戸	1,100	杉本町・和歌山	870
北新地・三ノ宮	410	西大路・元町	1,100	杉本町・紀伊中ノ島	870
北新地・灘	410	西大路・三ノ宮	1,100	杉本町・六十谷	870
北新地・摩耶	410	京都・神戸	1,100	浅香・和歌山	870
北新地・六甲道	410	京都・元町	1,100	浅香・紀伊中ノ島	870
北新地・宝塚	330	京都・三ノ宮	1,100	堺市・和歌山	870
北新地・中山寺	330	京都・灘	1,100	堺市・紀伊中ノ島	870
新福島・神戸	450	京都・摩耶	1,100	三国ヶ丘・和歌山	870
新福島・元町	410	京都・城陽	370	百舌鳥・和歌山	870
新福島・三ノ宮	410	京都・JR小倉	300		
新福島・灘	410	京都・新田	300		
新福島・摩耶	410	京都・奈良	720		
新福島・六甲道	410	東福寺・JR小倉	300		
新福島・宝塚	330	東福寺・新田	300		
新福島・中山寺	330	東福寺・奈良	720		
海老江・神戸	440	稲荷・新田	300		
海老江・元町	410	塚本・神戸	450		
海老江・三ノ宮	410	塚本・元町	410		
海老江・灘	410	塚本・三ノ宮	410		
海老江・摩耶	410	塚本・宝塚	330		
海老江・宝塚	330	尼崎・神戸	420		

現行（2023年3月18日現行）					改正				
海老江・中山寺	330	J R難波・奈良	570		海老江・中山寺	330	J R難波・奈良	570	
御幣島・神戸	410	J R難波・郡山	570		御幣島・神戸	440	J R難波・郡山	570	
御幣島・元町	410	今宮・奈良	570		御幣島・元町	410	今宮・奈良	570	
御幣島・三ノ宮	410	新今宮・奈良	570		御幣島・三ノ宮	410	新今宮・奈良	570	
御幣島・宝塚	330	東部市場前・奈良	470		御幣島・宝塚	330	東部市場前・奈良	500	
加島・神戸	410	東部市場前・郡山	470		加島・神戸	440	東部市場前・郡山	500	
加島・元町	410	平野・奈良	470		加島・元町	410	平野・奈良	500	
加島・三ノ宮	410	加美・奈良	470		加島・三ノ宮	410	加美・奈良	500	
新大阪・京都	570	久宝寺・奈良	470		新大阪・京都	570	久宝寺・奈良	500	
新大阪・西大路	570	天王寺・奈良	470		新大阪・西大路	570	天王寺・奈良	500	
新大阪・高槻	260	天王寺・郡山	470		新大阪・高槻	270	天王寺・郡山	500	
東淀川・京都	570	天王寺・和歌山	870		東淀川・京都	570	天王寺・和歌山	890	
東淀川・西大路	570	天王寺・紀伊中ノ島	870		東淀川・西大路	570	天王寺・紀伊中ノ島	890	
東淀川・高槻	260	天王寺・六十谷	870		東淀川・高槻	270	天王寺・六十谷	890	
吹田・京都	570	天王寺・紀伊	870		吹田・京都	570	天王寺・紀伊	870	
吹田・神戸	720	美章園・和歌山	870		吹田・神戸	720	美章園・和歌山	890	
岸辺・神戸	720	美章園・紀伊中ノ島	870		岸辺・神戸	720	美章園・紀伊中ノ島	890	
岸辺・元町	720	美章園・六十谷	870		岸辺・元町	720	美章園・六十谷	870	
岸辺・三ノ宮	720	美章園・紀伊	870		岸辺・三ノ宮	720	美章園・紀伊	870	
千里丘・神戸	720	南田辺・和歌山	870		千里丘・神戸	720	南田辺・和歌山	890	
千里丘・元町	720	南田辺・紀伊中ノ島	870		千里丘・元町	720	南田辺・紀伊中ノ島	890	
千里丘・三ノ宮	720	南田辺・六十谷	870		千里丘・三ノ宮	720	南田辺・六十谷	870	
茨木・神戸	720				茨木・神戸	720			
(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。					(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。				
(中略)					(中略)				
別表第2号ヲの2 大人通勤定期旅客運賃（大阪環状線内相互発着となる場合） （別表省略）					別表第2号ヲの2 大人通勤定期旅客運賃（大阪環状線内相互発着となる場合） （別表省略）				
(中略)					(中略)				
別表第2号ヨの2 【第99条】					別表第2号ヨの2 【第99条】				
(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。									

現行（2023年3月18日現行）				改正			
大人通勤定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）				大人通勤定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）			
(別表省略)				(別表省略)			
(中略)				(中略)			
別表第2号レ				別表第2号レ			
東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額				東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額			
(円)				(円)			
区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月
東京・西船橋	9,340	26,650	44,870	渋谷・桜木町	14,360	40,930	68,930
上野・成田	27,530	78,480	134,640	渋谷・横浜	12,010	34,260	57,700
上野・下総松崎	27,530	78,480	134,640	渋谷・東神奈川	12,010	34,260	57,700
上野・安食	27,480	78,320	134,640	渋谷・新子安	12,010	34,260	57,700
上野・小林	25,260	71,980	134,640	恵比寿・横浜	12,010	34,260	57,700
鶯谷・成田	27,530	78,480	134,640	恵比寿・東神奈川	12,010	34,260	57,700
鶯谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640	目黒・横浜	12,010	34,260	57,700
鶯谷・安食	27,070	77,140	134,640	新橋・久里浜	27,860	79,410	136,240
鶯谷・小林	24,790	70,640	133,830	新橋・衣笠	27,860	79,410	136,240
日暮里・成田	27,530	78,480	134,640	新橋・横須賀	27,860	79,410	136,240
日暮里・下総松崎	27,530	78,480	134,640	新橋・田浦	23,300	66,410	118,620
日暮里・安食	26,610	75,850	134,640	新橋・東逗子	23,300	66,410	118,620
三河島・成田	27,530	78,480	134,640	新橋・逗子	23,300	66,410	118,620
三河島・下総松崎	27,530	78,480	134,640	浜松町・久里浜	27,860	79,410	136,240
三河島・安食	26,190	74,660	134,640	浜松町・衣笠	27,860	79,410	136,240
南千住・成田	27,530	78,480	134,640	浜松町・横須賀	23,280	66,330	118,620
南千住・下総松崎	27,070	77,140	134,640	浜松町・田浦	23,280	66,330	118,620
南千住・安食	25,260	71,980	134,640	浜松町・東逗子	23,280	66,330	118,620
北千住・成田	27,530	78,480	134,640	浜松町・逗子	23,280	66,330	118,620
北千住・下総松崎	26,190	74,660	134,640	田町・久里浜	27,860	79,410	136,240
綾瀬・成田	27,480	78,320	134,640	田町・衣笠	27,860	79,410	136,240
綾瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640	田町・横須賀	23,280	66,330	118,620
亀有・成田	26,610	75,850	134,640	田町・田浦	23,280	66,330	118,620
金町・成田	25,660	73,110	134,640	田町・東逗子	23,280	66,330	118,620
新宿・高尾	17,030	48,540	81,740	田町・逗子	23,280	66,330	118,620
新宿・西八王子	17,030	48,540	81,740	蒲田・トクエイ・久里浜	27,860	79,410	136,240

(円)			
区間	1箇月	3箇月	6箇月
東京・西船橋	9,340	26,650	44,870
上野・成田	27,530	78,480	134,640
上野・下総松崎	27,530	78,480	134,640
上野・安食	27,480	78,320	134,640
上野・小林	25,260	71,980	134,640
鶯谷・成田	27,530	78,480	134,640
鶯谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640
鶯谷・安食	27,070	77,140	134,640
鶯谷・小林	24,790	70,640	133,830
日暮里・成田	27,530	78,480	134,640
日暮里・下総松崎	27,530	78,480	134,640
日暮里・安食	26,610	75,850	134,640
三河島・成田	27,530	78,480	134,640
三河島・下総松崎	27,530	78,480	134,640
三河島・安食	26,190	74,660	134,640
南千住・成田	27,530	78,480	134,640
南千住・下総松崎	27,070	77,140	134,640
南千住・安食	25,260	71,980	134,640
北千住・成田	27,530	78,480	134,640
北千住・下総松崎	26,190	74,660	134,640
綾瀬・成田	27,480	78,320	134,640
綾瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640
亀有・成田	26,610	75,850	134,640
金町・成田	25,660	73,110	134,640
新宿・高尾	17,030	48,540	81,740
新宿・西八王子	17,030	48,540	81,740

現行（2023年3月18日現行）								改正							
新宿・八王子	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・横須賀	23,280	66,330	118,620	新宿・八王子	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・横須賀	23,280	66,330	118,620
新宿・豊田	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・田浦	23,280	66,330	118,620	新宿・豊田	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・田浦	23,280	66,330	118,620
新宿・日野	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・東逗子	23,280	66,330	118,620	新宿・日野	14,690	41,870	70,530	高輪ゲートウェイ・東逗子	23,280	66,330	118,620
新宿・拝島	14,360	40,930	68,930	品川・久里浜	27,860	79,410	136,240	新宿・拝島	14,360	40,930	68,930	品川・久里浜	27,860	79,410	136,240
新宿・昭島	14,360	40,930	68,930	品川・衣笠	23,300	66,410	118,620	新宿・昭島	14,360	40,930	68,930	品川・衣笠	23,300	66,410	118,620
新宿・中神	14,360	40,930	68,930	品川・横須賀	23,280	66,330	118,620	新宿・中神	14,360	40,930	68,930	品川・横須賀	23,280	66,330	118,620
大久保・高尾	17,030	48,540	81,740	品川・田浦	23,280	66,330	118,620	大久保・高尾	17,030	48,540	81,740	品川・田浦	23,280	66,330	118,620
大久保・西八王子	17,030	48,540	81,740	品川・東逗子	23,280	66,330	118,620	大久保・西八王子	17,030	48,540	81,740	品川・東逗子	23,280	66,330	118,620
大久保・八王子	14,690	41,870	70,530	品川・逗子	21,800	62,120	105,790	大久保・八王子	14,690	41,870	70,530	品川・逗子	21,800	62,120	105,790
大久保・豊田	14,690	41,870	70,530	品川・横浜	8,670	24,740	41,670	大久保・豊田	14,690	41,870	70,530	品川・横浜	8,670	24,740	41,670
大久保・拝島	14,360	40,930	68,930	品川・東神奈川	8,670	24,740	41,670	大久保・拝島	14,360	40,930	68,930	品川・東神奈川	8,670	24,740	41,670
大久保・昭島	14,360	40,930	68,930	品川・新子安	8,670	24,740	41,670	大久保・昭島	14,360	40,930	68,930	品川・新子安	8,670	24,740	41,670
東中野・高尾	17,030	48,540	81,740	大井町・久里浜	27,860	79,410	136,240	東中野・高尾	17,030	48,540	81,740	大井町・久里浜	27,860	79,410	136,240
東中野・西八王子	17,030	48,540	81,740	大井町・衣笠	23,300	66,410	118,620	東中野・西八王子	17,030	48,540	81,740	大井町・衣笠	23,300	66,410	118,620
東中野・八王子	14,690	41,870	70,530	大井町・横須賀	23,280	66,330	118,620	東中野・八王子	14,690	41,870	70,530	大井町・横須賀	23,280	66,330	118,620
東中野・豊田	14,690	41,870	70,530	大井町・田浦	23,280	66,330	118,620	東中野・豊田	14,690	41,870	70,530	大井町・田浦	23,280	66,330	118,620
東中野・拝島	14,360	40,930	68,930	大井町・逗子	21,800	62,120	105,790	東中野・拝島	14,360	40,930	68,930	大井町・逗子	21,800	62,120	105,790
中野・高尾	17,030	48,540	81,740	大井町・横浜	8,670	24,740	41,670	中野・高尾	17,030	48,540	81,740	大井町・横浜	8,670	24,740	41,670
中野・西八王子	17,030	48,540	81,740	大井町・東神奈川	8,670	24,740	41,670	中野・西八王子	17,030	48,540	81,740	大井町・東神奈川	8,670	24,740	41,670
中野・八王子	14,690	41,870	70,530	大井町・新子安	8,670	24,740	41,670	中野・八王子	14,690	41,870	70,530	大井町・新子安	8,670	24,740	41,670
高円寺・高尾	17,030	48,540	81,740	大森・衣笠	23,300	66,410	118,620	高円寺・高尾	17,030	48,540	81,740	大森・衣笠	23,300	66,410	118,620
高円寺・八王子	14,690	41,870	70,530	大森・横須賀	23,280	66,330	118,620	高円寺・八王子	14,690	41,870	70,530	大森・横須賀	23,280	66,330	118,620
阿佐ヶ谷・高尾	17,030	48,540	81,740	大森・横浜	8,670	24,740	41,670	阿佐ヶ谷・高尾	17,030	48,540	81,740	大森・横浜	8,670	24,740	41,670
阿佐ヶ谷・八王子	14,690	41,870	70,530	大森・東神奈川	8,670	24,740	41,670	阿佐ヶ谷・八王子	14,690	41,870	70,530	大森・東神奈川	8,670	24,740	41,670
渋谷・吉祥寺	6,670	19,020	32,060	蒲田・衣笠	23,300	66,410	118,620	渋谷・吉祥寺	6,670	19,020	32,060	蒲田・衣笠	23,300	66,410	118,620
(円)				(円)				(円)				(円)			
区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月
西大井・久里浜	27,860	79,410	136,240	大阪・元町	12,530	35,720	<u>60,180</u>	西大井・久里浜	27,860	79,410	136,240	大阪・元町	12,530	35,720	<u>68,440</u>
西大井・衣笠	23,300	66,410	118,620	大阪・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>	西大井・衣笠	23,300	66,410	118,620	大阪・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
西大井・横須賀	23,280	66,330	118,620	大阪・灘	12,530	35,720	<u>60,180</u>	西大井・横須賀	23,280	66,330	118,620	大阪・灘	12,530	35,720	<u>67,560</u>
西大井・田浦	23,280	66,330	118,620	大阪・摩耶	12,530	35,720	<u>60,180</u>	西大井・田浦	23,280	66,330	118,620	大阪・摩耶	12,530	35,720	<u>67,560</u>
西大井・逗子	21,800	62,120	105,790	大阪・六甲道	12,530	35,720	<u>60,180</u>	西大井・逗子	21,800	62,120	105,790	大阪・六甲道	12,530	35,720	<u>65,560</u>
西大井・横浜	8,670	24,740	41,670	大阪・宝塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>	西大井・横浜	8,670	24,740	41,670	大阪・宝塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>
西大井・東神奈川	8,670	24,740	41,670	大阪・中山寺	10,230	29,170	<u>49,100</u>	西大井・東神奈川	8,670	24,740	41,670	大阪・中山寺	10,230	29,170	<u>55,250</u>
西大井・新子安	8,670	24,740	41,670	北新地・神戸	<u>12,530</u>	<u>35,720</u>	<u>60,180</u>	西大井・新子安	8,670	24,740	41,670	北新地・神戸	<u>13,760</u>	<u>39,220</u>	<u>69,210</u>
武蔵小杉・衣笠	23,300	66,410	118,620	北新地・元町	12,530	35,720	<u>60,180</u>	武蔵小杉・衣笠	23,300	66,410	118,620	北新地・元町	12,530	35,720	<u>68,440</u>
横浜・田浦	14,360	40,930	68,930	北新地・三ノ宮	12,530	35,720	<u>60,180</u>	横浜・田浦	14,360	40,930	68,930	北新地・三ノ宮	12,530	35,720	<u>67,670</u>
横浜・逗子	10,350	29,510	49,680	北新地・灘	12,530	35,720	<u>60,180</u>	横浜・逗子	10,350	29,510	49,680	北新地・灘	12,530	35,720	<u>67,560</u>
横浜・鎌倉	10,350	29,510	49,680	北新地・摩耶	12,530	35,720	<u>60,180</u>	横浜・鎌倉	10,350	29,510	49,680	北新地・摩耶	12,530	35,720	<u>67,560</u>
保土ヶ谷・逗子	10,350	29,510	49,680	北新地・六甲道	12,530	35,720	<u>60,180</u>	保土ヶ谷・逗子	10,350	29,510	49,680	北新地・六甲道	12,530	35,720	<u>65,560</u>
名古屋・岡崎	17,300	49,290	89,710	北新地・宝塚	10,230	29,170	<u>49,100</u>	名古屋・岡崎	17,300	49,290	89,710	北新地・宝塚	10,230	29,170	<u>55,250</u>

現行（2023年3月18日現行）									改正								
名古屋・西岡崎	17,300	49,290	89,710	北新地・中山寺	10,230	29,170	49,100		名古屋・西岡崎	17,300	49,290	89,710	北新地・中山寺	10,230	29,170	55,250	
名古屋・安城	14,430	41,120	69,260	新福島・神戸	12,530	35,720	60,180		名古屋・安城	14,430	41,120	69,260	新福島・神戸	13,760	39,220	69,210	
名古屋・三河安城	14,430	41,120	69,260	新福島・元町	12,530	35,720	60,180		名古屋・三河安城	14,430	41,120	69,260	新福島・元町	12,530	35,720	68,440	
名古屋・東刈谷	14,430	41,120	69,260	新福島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180		名古屋・東刈谷	14,430	41,120	69,260	新福島・三ノ宮	12,530	35,720	67,670	
名古屋・野田新町	14,430	41,120	69,260	新福島・灘	12,530	35,720	60,180		名古屋・野田新町	14,430	41,120	69,260	新福島・灘	12,530	35,720	67,560	
名古屋・尾張一宮	8,860	25,230	42,500	新福島・摩耶	12,530	35,720	60,180		名古屋・尾張一宮	8,860	25,230	42,500	新福島・摩耶	12,530	35,720	67,560	
名古屋・岐阜	13,620	38,810	67,680	新福島・六甲道	12,530	35,720	60,180		名古屋・岐阜	13,620	38,810	67,680	新福島・六甲道	12,530	35,720	65,560	
名古屋・桑名	10,170	28,980	48,790	新福島・宝塚	10,230	29,170	49,100		名古屋・桑名	10,170	28,980	48,790	新福島・宝塚	10,230	29,170	55,250	
名古屋・朝日	14,430	41,120	69,260	新福島・中山寺	10,230	29,170	49,100		名古屋・朝日	14,430	41,120	69,260	新福島・中山寺	10,230	29,170	55,250	
名古屋・富田	14,430	41,120	69,260	海老江・神戸	12,530	35,720	60,180		名古屋・富田	14,430	41,120	69,260	海老江・神戸	13,450	38,340	69,210	
名古屋・富田浜	14,430	41,120	69,260	海老江・元町	12,530	35,720	60,180		名古屋・富田浜	14,430	41,120	69,260	海老江・元町	12,530	35,720	68,440	
名古屋・四日市	14,430	41,120	69,260	海老江・三ノ宮	12,530	35,720	60,180		名古屋・四日市	14,430	41,120	69,260	海老江・三ノ宮	12,530	35,720	67,670	
尾頭橋・岡崎	17,300	49,290	89,710	海老江・灘	12,530	35,720	60,180		尾頭橋・岡崎	17,300	49,290	89,710	海老江・灘	12,530	35,720	67,560	
尾頭橋・安城	14,430	41,120	69,260	海老江・摩耶	12,530	35,720	60,180		尾頭橋・安城	14,430	41,120	69,260	海老江・摩耶	12,530	35,720	67,560	
尾頭橋・三河安城	14,430	41,120	69,260	海老江・宝塚	10,230	29,170	49,100		尾頭橋・三河安城	14,430	41,120	69,260	海老江・宝塚	10,230	29,170	55,250	
尾頭橋・東刈谷	14,430	41,120	69,260	海老江・中山寺	10,230	29,170	49,100		尾頭橋・東刈谷	14,430	41,120	69,260	海老江・中山寺	10,230	29,170	55,250	
尾頭橋・岐阜	15,170	43,210	81,870	御幣島・神戸	12,530	35,720	60,180		尾頭橋・岐阜	15,170	43,210	81,870	御幣島・神戸	13,450	38,340	68,120	
金山・岡崎	17,300	49,290	89,710	御幣島・元町	12,530	35,720	60,180		金山・岡崎	17,300	49,290	89,710	御幣島・元町	12,530	35,720	67,900	
金山・安城	14,430	41,120	69,260	御幣島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180		金山・安城	14,430	41,120	69,260	御幣島・三ノ宮	12,530	35,720	67,670	
金山・三河安城	14,430	41,120	69,260	御幣島・宝塚	10,230	29,170	49,100		金山・三河安城	14,430	41,120	69,260	御幣島・宝塚	10,230	29,170	55,250	
金山・名古屋	5,380	15,350	26,750	加島・神戸	12,530	35,720	60,180		金山・名古屋	5,380	15,350	26,750	加島・神戸	13,450	38,340	68,120	
金山・尾張一宮	12,280	34,980	59,800	加島・元町	12,530	35,720	60,180		金山・尾張一宮	12,280	34,980	59,800	加島・元町	12,530	35,720	67,670	
金山・岐阜	15,170	43,210	81,870	加島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180		金山・岐阜	15,170	43,210	81,870	加島・三ノ宮	12,530	35,720	66,530	
熱田・安城	14,430	41,120	69,260	新大阪・京都	16,840	47,970	80,780		熱田・安城	14,430	41,120	69,260	新大阪・京都	16,840	47,970	81,650	
枇杷島・岐阜	12,790	36,460	61,380	新大阪・西大路	16,840	47,970	80,780		枇杷島・岐阜	12,790	36,460	61,380	新大阪・西大路	16,840	47,970	80,780	
八田・富田	14,430	41,120	69,260	新大阪・高槻	7,920	22,580	38,020		八田・富田	14,430	41,120	69,260	新大阪・高槻	8,230	23,460	43,730	
八田・富田浜	14,430	41,120	69,260	東淀川・京都	16,840	47,970	80,780		八田・富田浜	14,430	41,120	69,260	東淀川・京都	16,840	47,970	80,780	
八田・四日市	14,430	41,120	69,260	東淀川・西大路	16,840	47,970	80,780		八田・四日市	14,430	41,120	69,260	東淀川・西大路	16,840	47,970	80,780	
春田・富田浜	14,430	41,120	69,260	東淀川・高槻	7,920	22,580	38,020		春田・富田浜	14,430	41,120	69,260	東淀川・高槻	8,230	23,460	43,730	
春田・四日市	14,430	41,120	69,260	吹田・京都	16,840	47,970	80,780		春田・四日市	14,430	41,120	69,260	吹田・京都	16,840	47,970	80,780	
蟹江・四日市	14,430	41,120	69,260	吹田・神戸	20,280	57,820	104,540		蟹江・四日市	14,430	41,120	69,260	吹田・神戸	20,280	57,820	104,540	
大阪・京都	16,840	47,970	80,780	岸辺・神戸	21,330	60,810	104,540		大阪・京都	16,840	47,970	85,320	岸辺・神戸	21,330	60,810	104,540	
大阪・西大路	16,840	47,970	80,780	岸辺・元町	20,580	58,700	104,540		大阪・西大路	16,840	47,970	82,520	岸辺・元町	20,580	58,700	104,540	
大阪・桂川	16,840	47,970	80,780	岸辺・三ノ宮	20,280	57,820	104,540		大阪・桂川	16,840	47,970	80,780	岸辺・三ノ宮	20,280	57,820	104,540	
大阪・向日町	16,840	47,970	80,780	千里丘・神戸	21,540	61,380	104,540		大阪・向日町	16,840	47,970	80,780	千里丘・神戸	21,540	61,380	104,540	
大阪・高槻	7,920	22,580	38,020	千里丘・元町	21,330	60,810	104,540		大阪・高槻	8,530	24,320	43,730	千里丘・元町	21,330	60,810	104,540	
大阪・摂津富田	7,920	22,580	38,020	千里丘・三ノ宮	20,900	59,550	104,540		大阪・摂津富田	8,530	24,320	43,730	千里丘・三ノ宮	20,900	59,550	104,540	
大阪・JR総持寺	7,920	22,580	38,020	茨木・神戸	21,540	61,380	104,540		大阪・JR総持寺	8,230	23,460	43,730	茨木・神戸	21,540	61,380	107,850	
大阪・神戸	12,530	35,720	60,180						大阪・神戸	13,760	39,220	69,210					
(円)				(円)					(円)				(円)				
区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月		区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月	

現行（2023年3月18日現行）									改正								
茨木・元町	21,540	61,380	104,540	南田辺・紀伊	23,430	66,740	126,470	茨木・元町	21,540	61,380	107,850	南田辺・紀伊	23,430	66,740	126,470		
茨木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540	鶴ヶ丘・和歌山	25,930	73,900	126,720	茨木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540	鶴ヶ丘・和歌山	25,930	73,900	134,640		
茨木・灘	20,900	59,550	104,540	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720	茨木・灘	20,900	59,550	104,540	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	25,930	73,900	134,640		
茨木・摩耶	20,580	58,700	104,540	鶴ヶ丘・六十谷	24,760	70,530	126,720	茨木・摩耶	20,580	58,700	104,540	鶴ヶ丘・六十谷	24,760	70,530	133,710		
茨木・六甲道	20,280	57,820	104,540	長居・和歌山	25,930	73,900	126,720	茨木・六甲道	20,280	57,820	104,540	長居・和歌山	25,930	73,900	134,640		
摂津富田・神戸	23,020	65,620	117,220	長居・紀伊中ノ島	25,600	72,940	126,720	摂津富田・神戸	23,020	65,620	117,220	長居・紀伊中ノ島	25,600	72,940	134,640		
高槻・神戸	23,020	65,620	117,220	長居・六十谷	24,240	69,100	126,720	高槻・神戸	23,020	65,620	117,220	長居・六十谷	24,240	69,100	130,920		
高槻・元町	23,020	65,620	117,220	我孫子町・和歌山	25,600	72,940	126,720	高槻・元町	23,020	65,620	117,220	我孫子町・和歌山	25,600	72,940	134,640		
高槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220	我孫子町・紀伊中ノ島	25,160	71,660	126,720	高槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220	我孫子町・紀伊中ノ島	25,160	71,660	134,640		
桂川・神戸	31,580	90,050	158,400	我孫子町・六十谷	23,860	68,050	126,720	桂川・神戸	31,580	90,050	158,400	我孫子町・六十谷	23,860	68,050	128,900		
西大路・神戸	31,580	90,050	158,400	杉本町・和歌山	25,160	71,660	126,720	西大路・神戸	31,580	90,050	158,400	杉本町・和歌山	25,160	71,660	134,640		
西大路・元町	31,580	90,050	158,400	杉本町・紀伊中ノ島	24,760	70,530	126,720	西大路・元町	31,580	90,050	158,400	杉本町・紀伊中ノ島	24,760	70,530	133,710		
西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	杉本町・六十谷	23,430	66,740	126,470	西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	杉本町・六十谷	23,430	66,740	126,470		
京都・神戸	31,580	90,050	158,400	浅香・和歌山	24,760	70,530	126,720	京都・神戸	31,580	90,050	158,400	浅香・和歌山	24,760	70,530	133,710		
京都・元町	31,580	90,050	158,400	浅香・紀伊中ノ島	24,240	69,100	126,720	京都・元町	31,580	90,050	158,400	浅香・紀伊中ノ島	24,240	69,100	130,920		
京都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	堺市・和歌山	24,240	69,100	126,720	京都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	堺市・和歌山	24,240	69,100	130,920		
京都・灘	31,580	90,050	158,400	堺市・紀伊中ノ島	23,860	68,050	126,720	京都・灘	31,580	90,050	158,400	堺市・紀伊中ノ島	23,860	68,050	128,900		
京都・摩耶	31,580	90,050	158,400	三国ヶ丘・和歌山	23,860	68,050	126,720	京都・摩耶	31,580	90,050	158,400	三国ヶ丘・和歌山	23,860	68,050	128,900		
京都・城陽	11,220	31,970	53,850	百舌鳥・和歌山	23,430	66,740	126,470	京都・城陽	11,220	31,970	60,180	百舌鳥・和歌山	23,430	66,740	126,470		
京都・JR小倉	8,900	25,390	42,770					京都・JR小倉	9,210	26,250	47,520						
京都・新田	8,900	25,390	42,770					京都・新田	9,210	26,250	47,520						
京都・奈良	20,580	58,690	104,540					京都・奈良	20,580	58,690	110,880						
東福寺・JR小倉	8,900	25,390	42,770					東福寺・JR小倉	9,210	26,250	47,520						
東福寺・新田	8,900	25,390	42,770					東福寺・新田	9,210	26,250	47,520						
東福寺・奈良	20,580	58,690	104,540					東福寺・奈良	20,580	58,690	110,880						
稲荷・新田	8,900	25,390	42,770					稲荷・新田	9,210	26,250	47,520						
塚本・神戸	12,530	35,720	60,180					塚本・神戸	13,760	39,220	68,120						
塚本・元町	12,530	35,720	60,180					塚本・元町	12,530	35,720	67,670						
塚本・三ノ宮	12,530	35,720	60,180					塚本・三ノ宮	12,530	35,720	67,560						
塚本・宝塚	10,230	29,170	49,100					塚本・宝塚	10,230	29,170	55,250						
尼崎・神戸	12,530	35,720	60,180					尼崎・神戸	12,840	36,600	68,120						
JR難波・奈良	16,840	47,970	80,780					JR難波・奈良	16,840	47,970	90,940						
JR難波・郡山	16,840	47,970	80,780					JR難波・郡山	16,840	47,970	90,940						
今宮・奈良	16,840	47,970	80,780					今宮・奈良	16,840	47,970	90,940						
新今宮・奈良	16,840	47,970	80,780					新今宮・奈良	16,840	47,970	90,940						
東部市場前・奈良	14,520	41,380	69,690					東部市場前・奈良	15,450	44,040	80,150						
東部市場前・郡山	14,520	41,380	69,690					東部市場前・郡山	15,450	44,040	80,150						
平野・奈良	14,520	41,380	69,690					平野・奈良	15,450	44,040	80,150						
加美・奈良	14,520	41,380	69,690					加美・奈良	15,450	44,040	80,150						
久宝寺・奈良	14,520	41,380	69,690					久宝寺・奈良	15,450	44,040	80,150						
天王寺・奈良	14,520	41,380	69,690					天王寺・奈良	15,450	44,040	80,150						

現行（2023年3月18日現行）															
天王寺・郡山	14,520	41,380	69,690												
天王寺・和歌山	25,930	73,900	126,720												
天王寺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720												
天王寺・六十谷	25,930	73,900	126,720												
天王寺・紀伊	24,760	70,530	126,720												
美章園・和歌山	25,930	73,900	126,720												
美章園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720												
美章園・六十谷	25,600	72,940	126,720												
美章園・紀伊	23,860	68,050	126,720												
南田辺・和歌山	25,930	73,900	126,720												
南田辺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720												
南田辺・六十谷	25,160	71,660	126,720												
(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。															
(中略)															
別表第2号ネ 【第125条（のぞみ号等）】															
新幹線指定席特急料金															
	東京	品川	新横浜	名古屋	京都	新大阪	新神戸	西明石	姫路	岡山	福山	広島	徳山	新山口	小倉
品川	2,500														
新横浜	2,500	2,500													
名古屋	4,920	4,920	4,920												
京都	5,810	5,810	5,470	3,270											
新大阪	5,810	5,810	5,810	3,270	2,500										
新神戸	5,920	5,920	5,920	4,250	2,610	2,500									
西明石	6,450	6,450	6,020	4,350	2,610	2,500	2,500								
姫路	6,450	6,450	6,450	4,350	3,380	2,500	2,500	2,500							
岡山	6,990	6,990	6,990	5,120	4,250	3,270	3,270	3,270	2,500						
福山	6,990	6,990	6,990	5,570	4,250	4,140	4,140	3,270	3,270	2,500					
広島	7,560	7,560	7,560	5,910	5,020	4,910	4,910	4,140	4,140	3,270	3,270				

改正															
天王寺・郡山	15,450	44,040	80,150												
天王寺・和歌山	26,020	74,160	140,510												
天王寺・紀伊中ノ島	26,020	74,160	140,510												
天王寺・六十谷	25,930	73,900	134,640												
天王寺・紀伊	24,760	70,530	133,710												
美章園・和歌山	25,930	73,900	134,640												
美章園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	134,640												
美章園・六十谷	25,600	72,940	134,640												
美章園・紀伊	23,860	68,050	128,900												
南田辺・和歌山	25,930	73,900	134,640												
南田辺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	134,640												
南田辺・六十谷	25,160	71,660	134,640												
(注) 第140条第1項に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。															
(中略)															
別表第2号ネ 【第125条（のぞみ号等）】															
新幹線指定席特急料金															
	東京	品川	新横浜	名古屋	京都	新大阪	新神戸	西明石	姫路	岡山	福山	広島	徳山	新山口	小倉
品川	2,500														
新横浜	2,500	2,500													
名古屋	4,920	4,920	4,920												
京都	5,810	5,810	5,470	3,270											
新大阪	5,810	5,810	5,810	3,270	2,500										
新神戸	6,030	6,030	6,030	4,360	2,720	2,610									
西明石	6,560	6,560	6,130	4,460	2,720	2,610	2,610								
姫路	6,560	6,560	6,560	4,460	3,490	2,610	2,610	2,610							
岡山	7,100	7,100	7,100	5,230	4,360	3,380	3,380	3,380	2,610						
福山	7,310	7,310	7,310	5,890	4,570	4,460	4,460	3,380	3,380	2,610					
広島	7,880	7,880	7,880	6,230	5,340	5,230	5,230	4,460	4,460	3,380	3,380				

現行（2023年3月18日現行）															改正												
徳山	<u>8,210</u>	<u>8,210</u>	<u>8,210</u>	<u>6,450</u>	<u>5,580</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,910</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>			徳山	<u>8,630</u>	<u>8,630</u>	<u>8,630</u>	<u>6,870</u>	<u>6,000</u>	<u>5,890</u>	<u>5,230</u>	<u>5,230</u>	<u>5,230</u>	<u>4,460</u>	<u>3,380</u>	<u>2,610</u>
新山口	<u>8,770</u>	<u>8,770</u>	<u>8,210</u>	<u>6,450</u>	<u>5,920</u>	<u>5,470</u>	<u>5,470</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>		新山口	<u>9,190</u>	<u>9,190</u>	<u>8,630</u>	<u>6,870</u>	<u>6,340</u>	<u>5,890</u>	<u>5,890</u>	<u>5,890</u>	<u>5,230</u>	<u>4,460</u>	<u>4,460</u>	<u>3,380</u>
小倉	<u>9,310</u>	<u>9,310</u>	<u>8,770</u>	<u>6,990</u>	<u>5,920</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,470</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>2,500</u>	小倉	<u>9,730</u>	<u>9,730</u>	<u>9,190</u>	<u>7,410</u>	<u>6,340</u>	<u>6,230</u>	<u>6,230</u>	<u>5,890</u>	<u>5,890</u>	<u>5,230</u>	<u>5,230</u>	<u>4,460</u>
博多	<u>9,310</u>	<u>9,310</u>	<u>9,310</u>	<u>7,560</u>	<u>6,350</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,810</u>	<u>5,470</u>	<u>4,910</u>	<u>4,140</u>	<u>3,270</u>	<u>3,270</u>	博多	<u>9,730</u>	<u>9,730</u>	<u>9,730</u>	<u>7,980</u>	<u>6,770</u>	<u>6,230</u>	<u>6,230</u>	<u>6,230</u>	<u>6,230</u>	<u>5,890</u>	<u>5,230</u>	<u>4,460</u>
(以下略)															(以下略)												

附則

九州旅客鉄道株式会社旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を改正し、2023年4月1日から施行します。ただし、第21条、第57条、第57条の2、第57条の3第1項、第58条第3項、第61条の2及び第273条の改正規定並びに第125条中、第57条の3第1項又は第3項の規定により発売する場合の改正規定については、2023年4月1日乗車となるものから施行します。なお、第57条の2第1号口の現行規定は、○印の急行列車が2023年4月1日乗車となる場合これを適用しません。